

資料編

国分寺市子ども読書活動推進計画 資料編

目次

1. 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・ 1
2. 子ども読書活動の推進に関する基本的な計画・・・・・・・・ 3
3. 東京都子ども読書活動推進計画・・・・・・・・・・ 18
4. 国分寺市子ども読書活動推進計画策定経過・・・・・・・・ 35
5. 各種調査集計結果・・・・・・・・・・ 37
6. パブリック・コメントに寄せられた意見等について・・・・ 53
7. 国分寺市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要項・・・・ 57
8. 国分寺市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿・・・・ 58

1. 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2. 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成20年3月11日 閣議決定）

第1章はじめに

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）であり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要である。

子どもの読書活動を推進するため、これまでも様々な取組がなされてきた。例えば、平成11年8月には、読書の持つ計り知れない価値にかんがみ、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされた。平成12年1月には、国際的連携の下に子どものための図書館サービスを実施するため、国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が設立され、同年5月に開館した。

さらに、国全体として子どもの読書活動を推進していくため、平成13年11月、議員立法により法案が国会に提出され、同年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下、「法律」という。）として公布・施行された。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としている。

また、法律第8条第1項の規定に基づき、平成14年8月、政府は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を定め（以下、「第一次基本計画」という。）、これを国会に報告した。

第一次基本計画期間中においては、平成17年に文字・活字文化振興法が成立したことを受けて、その後、文字・活字文化の振興に関する施策の推進も図られてきた。さらに、平成18年には約60年ぶりに教育基本法が改正され、これを受けて、平成19年には学校教育法等教育関連三法が改正されるなど、教育の基本理念にかかわる法律の改正が行われた。また、平成18年には、社会総がかりによる教育再生を目指し、教育の基本にさかのぼった改革を検討する「教育再生会議」が内閣に設置され、三つの提言及び最終報告がとりまとめられるなど、子どもの読書活動に関連する法整備等が進んだ。

他方、第一次基本計画期間中においては、例えば、学校における一斉読書活動の普及、公立図書館における貸出冊数の増加など、子どもの読書活動は進んだところである。しかし、依然として、小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれて子どもたちが読書をしなくなる傾向にある点や、地方公共団体の取組状況に大きな差が見られる点などの課題は解決されていない。さらに、平成16年と平成19年に公表された「OECD生徒の学習到達度調査」により、我が国の子どもたちの読解力の向上が課題であることも明らかになった。

このような第一次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、ここに新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「本計画」という。）を定めることとする。本計画は、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、地方公共団体に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

第2章第一次基本計画期間における取組・成果と課題

1 第一次基本計画期間における取組・成果

第一次基本計画期間において、以下のような取組が進んだ。

- ①平成18年度末までに、全都道府県において法律第9条第1項に基づく「都道府県子ども読書活動推進計画」（以下、「都道府県推進計画」という。）が定められた（注1）。
- ②公立図書館と連携する学校が大幅に増加した（平成14年度：45.5パーセント、平成18年度：52.5パーセント）（注2）。
- ③平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭が必置となり、12学級以上のほとんどの学校で発令されている（注3）。また、学校においてボランティアとの連携・協力が進み、特に、小学校におけるボランティアとの連携が進んだ（平成14年度：35.2パーセント、平成18年度：69.6パーセント）（注4）。
- ④学校図書館における図書数が一定程度増加する（平成14年度から平成17年度にかけて約1,550万冊増加）（注5）とともに、図書情報のデータベース（注6）化が進んだ（平成14年度：26.9パーセント、平成18年度：41.5パーセント）（注7）。
- ⑤平成14年度から平成18年度にかけて、「子どもゆめ基金」（注8）により、子どもの読書活動を支援する1,685団体への助成が行われた。

（注1）平成18年度「『都道府県子ども読書活動推進計画』及び『市町村子ども読書活動推進計画』の策定状況に関する調査結果」（文部科学省）より

（注2）平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省）より

（注3）平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省）より

（注4）平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省）より

（注5）平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省）より

（注6）データベース：必要に応じて資料等を検索できるように、コンピューターの磁気テープやディスクに組織的に蓄積したデータの集合のこと。

（注7）平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省）より

（注8）子どもゆめ基金：独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動等の振興を図る活動に対して助成金を交付する。

第一次基本計画期間における成果としては、以下のようなものが挙げられる。

- ①平成13年度、15年度に行われた教育課程実施状況調査及び平成19年度に行われた全国学力・学習状況調査によると、平日における読書を「全く、または、ほとんどしない」（全国学力・学習状況調査においては「全くしない」と答えた割合は、小学生・中学生いずれも減少傾向にある。特に、中学生の減少は著しく、平成13年度から19年度にかけて約17ポイントの減少となった。また、平成14年度、15年度、17年度に高校生を対象に行われた教育課程実施状況調査においても、若干の減少傾向が見られた。
- ②公立図書館では、児童書の貸出冊数が増加する（平成13年度：約12,500万冊、平成16年度：約13,500万冊）とともに、児童の帯出者数も増加した（平成13年度：約2,160万人、平成16年度：約2,360万人）（注9）。児童室を有する図書館が増加した（平成14年：1,751館、平成17年：1,870館）（注10）。
- ③全校一斉の読書活動を行う学校が増加した（平成14年度：74.3パーセント、平成18年度：84.2パーセント）（注11）。また、読み聞かせや「ブックトーク」（注12）を行う学校も増加した（平成16年度：46.8パーセント、平成18年度：52.2パーセント）（注13）。

- (注9) 平成14年度及び平成17年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より
(注10) 平成14年度及び平成17年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より
(注11) 平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より
(注12) ブックトーク:子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介などを交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。
(注13) 平成16年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

2 第一次基本計画期間における課題

一方、第一次基本計画期間を経て、以下のような課題が見られた。

第一に、子どもたちの読書の取組状況について、依然、学校段階における差が生じている点である。例えば、平成15年度に行われた教育課程実施状況調査によると、平日において読書を「全く、または、ほとんどしない」と答えた割合は、小学生28.3パーセント、中学生47.9パーセント、高校生61.3パーセントと、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあり、今後は、中学生・高校生といった世代の読書活動の推進が課題である。

第二に、読書活動推進に向けた取組について、地域間の差が依然として顕著な点である。例えば、平成18年度末までに、法律第9条第2項に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」(以下、「市町村推進計画」という。)を策定している市町村は24パーセント、策定に向けた作業を進めている市町村は15パーセント、策定に向けた検討を進めている市町村は34パーセントである一方、いまだ策定に向けた検討に入っていない市町村が28パーセントを占める(注14)など、市町村推進計画の策定状況にばらつきが見られる。また、平成17年現在も、市(区)町村別の公立図書館設置率は、市(区)97.9パーセント、町53.9パーセント、村22.0パーセントと、小規模自治体になるにつれ、図書館の設置が遅れている状況が続いている(注15)。小学校一校当たりの図書購入費(年間)の平均額を都道府県別に比較すると、最低17.8万円から最高67.2万円(平成17年度)と約50万円の開きが見られ(注16)、地域間の差が歴然としている。

第三に、学校図書館資料(注17)の整備が不十分な点である。学校図書館資料については、第一次基本計画策定時から改善傾向にあるものの、平成17年度末における学校図書館図書標準(注18)の達成状況は、小学校で40.1パーセント、中学校で34.9パーセントにとどまっている(注19)。

第四に、子どもたちの読解力の低下である。平成16年に公表された「OECD生徒の学習到達度調査」により、我が国の子どもたちの読解力が低下傾向にあることが示された。平成19年に公表された同調査からも、引き続き読解力の向上が課題であることが明らかになった。読書習慣がある子どもほど読解力に優れている傾向にあることから、読解力の向上のため、新聞や科学雑誌なども含めた、幅広い読み物に親しむことの必要性が指摘されている。また、「読む力」は「書く力」や「考える力」にも関連しており、読書後に自分の思いや考えを話したり書いたりする取組ともあわせた活動の重要性も指摘されているところである。

(注14) 平成18年度「『都道府県子ども読書活動推進計画』及び『市町村子ども読書活動推進計画』の策定状況に関する調査結果」(文部科学省)より

(注15) 平成14年度及び平成17年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

(注16) 平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注17) 学校図書館資料:学校図書館法第2条に規定する「図書館資料」をさす。以下、同じ。

(注18) 学校図書館図書標準:平成5年に設定された学校図書館図書整備の目標。

(注19) 平成18年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)より

3 第一次基本計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第一次基本計画の策定からおおむね5年が経過する中で、関連法の整備をはじめ、子どもの読書活動を取り巻く情勢は大きく変化した。そのうち、本計画の推進に当たって、留意すべき事項として以下のようなものがある。

(1) 教育基本法・学校教育法の改正

平成18年12月、我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、改めて教育の基本を確立するとともに、教育の理念を明確にするため、教育基本法が改正された。新しい教育基本法においては、教育の目標の一つに、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」ことが掲げられている（第2条第1号）。さらに、義務教育として行われる普通教育の目的は、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」にあるとしている（第5条第2項）。教育の実施に関しては、新たに、家庭教育（第10条）、幼児期の教育

（第11条）、学校・家庭・地域の連携協力（第13条）についての規定が盛り込まれた。

また、平成19年6月には、新しい教育基本法の理念を受けて、学校教育法が改正された。同法においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられている（第21条第5号）。

(2) 文字・活字文化振興法の成立

文字・活字文化は、「人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないもの」である（文字・活字文化振興法第1条）。このため、平成17年7月、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として、文字・活字文化振興法が成立した。同法第3条第3項及び第8条は、学校教育において、読む力、書く力及び言語力の涵養に十分配慮するよう規定している。また同法第11条は、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、10月27日を「文字・活字文化の日」と定めている。

(3) 図書館法の改正に向けた動き

昭和25年に制定された図書館法は、公立及び私立図書館の「図書館奉仕」に関する事項や司書の資格等について定めている。この図書館法については、新しい教育基本法や「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（平成20年2月中央教育審議会答申）における提言等を踏まえ、図書館に、その運営状況に関する評価及び改善や情報提供に関する努力義務を課すとともに、司書及び司書補の資格要件の見直し等を行う改正法案が、平成20年2月29日に閣議決定され、国会に上程された。

(4) 情報化社会の進展

テレビ、ビデオ・DVD、インターネットなどの様々な情報メディア・情報媒体の発達・普及により、多様かつ大量の刺激的な情報が、簡単・瞬時に入手できるようになった。このような情報化によって利便性が向上した反面、近年、子どもたちのテレビ、インターネットサイトの見過ぎ、ゲームのし過ぎなどに伴う文字・活字離れが懸念されているところである。

(5) 地方分権の進展

平成11年のいわゆる地方分権一括法の成立を機に本格的に始まった地方分権の流れは、平成14年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」に始まる三位一体の改革、また市町村合併の推進などにより、大きく進展してきたところである。さらに、平成18年末に成立した「地方分権改革推進法」は、国と地方の役割分担を明確にすること、その上で、地方公共団体が自主性・自立性を高め、自らの判断と責任において行政運営をすることを目指している。

法律第4条においては、地方公共団体は、「子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及

び実施する責務を有する」とされており、各地方公共団体においては、自らの判断と責任の下、このような責務を十分認識し、必要な体制の整備等に努めることが求められる。

第3章基本的方針

第2章において示された取組・成果と課題、情勢の変化等を踏まえ、次の基本的方針の下、子どもの読書活動の推進に取り組む。

1 子どもの自主的な読書活動の推進

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。

また、読書は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個々人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、法律第2条や文字・活字文化振興法第1条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図る。

2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。まず、子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、それぞれが担うべき役割を果たすことはもとより、関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められる。

このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境作りが重要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように努めることが重要である。このため、発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努めることが肝要である。あわせて、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿を見たりするなどして読書意欲を高めていく。このように、子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付けていく上で、特に、保護者、教員、保育士等子どもに身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。こ

のため、子どもを取り巻く大人を含めた社会全体で読書活動を推進する気運を一層高めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について、国民の間に理解を広め、関心を高める必要がある。このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

第4章子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制等

(1) 国における子どもの読書活動推進体制の整備

本計画を効果的に推進していくため、国は、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、関係機関、地方公共団体、民間団体等との連携をさらに深め、方策の効果的な推進を図る。また、関係機関等の活動の円滑化を図るため、子どもの読書活動を推進するための関連情報を広く収集・提供するよう努める。

(2) 地域における子どもの読書活動推進体制の整備

法律第9条の規定により、都道府県、市町村は、それぞれ、都道府県推進計画、市町村推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。平成18年度末現在、全都道府県において都道府県推進計画が策定されたものの、市町村推進計画の策定率は24パーセントにとどまっている(注)。このため、未策定の市町村は、地域の実情を踏まえつつ、本計画及び都道府県推進計画を基本にして、市町村推進計画を策定するよう努める。国は、本計画期間中に、50パーセント以上の市町村において市町村推進計画が策定されるよう、都道府県及び市町村の相談に応じることなどにより取組を促していく。また、都道府県は、域内の子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、必要に応じて都道府県推進計画の見直しを行う。

あわせて、都道府県及び市町村は、本計画及び都道府県・市町村推進計画を推進するに当たり、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携・協力を図るとともに、関係者が相互に情報交換等を行うための総合的な推進体制が整備されるよう支援していく。

さらに、地方公共団体間における各種情報の交換等が円滑に行われるよう、都道府県及び市町村は、それぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制の整備に努める。特に、市町村は、身近な地方公共団体としての重要な役割にかんがみ、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進することが期待される。

(注) 平成18年度「『都道府県子ども読書活動推進計画』及び『市町村子ども読書活動推進計画』の策定状況に関する調査結果」(文部科学省)より

(3) 民間団体間の連携・協力の促進に対する支援

民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動の一層の推進に資することとなる。そこで、国及び地方公共団体は、民間団体間の連携・協力の促進を図るため、その体制の整備の推進を支援していく。

2 財政上の措置

国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的に実施する子どもの読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

その際、本計画に掲げられた各種施策について、目的と手段を十分見極め、最小の経費で最大の効果をあげる観点から、有効性を検証するよう努める。

第5章子どもの読書活動の推進のための方策

家庭における子どもの読書活動の推進

1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が配慮・率先して子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが肝要である。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また、定期的に読書の時間を設けるなどして子どもに読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれる。

2 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組

(1) 家庭における理解の促進

子どもの読書活動を促すためには、最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが有効である。このため、図書館における保護者を対象とした講座、市町村が実施する子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座、子育て支援の一環として図書館や公民館等において行われる読み聞かせ会など、親子がふれあう機会の提供を通じて、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解の促進を図る。また、幼稚園、保育所等においても、読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者等に対し広く普及を図る。

(2) 家庭に向けた情報提供

ホームページなどにより保護者に対して家庭教育についての情報提供を行い、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性について、理解の促進を図る。

また、図書館で行われる読み聞かせ会など、家庭における読書活動に資する取組に関する情報を広く周知・広報することも重要である。

地域における子どもの読書活動の推進

【図書館】

1 子どもの読書活動の推進における図書館の役割

図書館において、子どもは、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる。また、自ら必要な情報を収集し、それを基に意思決定・問題解決を図るなど、読解力や情報活用能力を身に付けることができる。他方、保護者は、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書等に相談することができる。

さらに、図書館においては、自ら読み聞かせ会やお話し会、子どもに薦めたい図書の展示会、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導等を行っている。あわせて、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの相談対応等の支援や、図書館の諸活動を支援するボランティアが必要とする知識・技術を習得するための学習の機会の提供等も行っている。

このように、図書館は、地域における読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。

2 公立図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

(1) 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の実践

公立図書館においては、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部科学省告示第132号）等を踏まえ、

○ 子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、情報通信機器の整備等、子どもの読書活動を推進するための体制の整備に

努めること

○ 子どもを対象として、本に関する案内や助言を行ったり、本をめぐる意見交換の場の提供、オーサー・ビジット（注1）等の講座に取り組む等、多様な学習機会を提供すること

○ 地域に在留する外国人の子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス（注2）等に努めること

○ 公立図書館に登録しているボランティアは、平成17年現在、約7万人いるが（注3）、希望者に読み聞かせ等の活動の場等に関する情報を提供したり、ボランティア養成のための研修を実施するなど諸条件の整備に努め、本計画期間中に10万人を目指すこと。同時に、必要な知識・技能等を有するボランティアの参加を一層促進することによって、読み聞かせ会やお話し会、外国人の子どもたちへの対応等、子どもに対する図書館サービスを充実させることなどの取組が一層推進されるよう促していく。

（注1）オーサー・ビジット：著名な作家が、その個性と知識・技能を發揮して、それぞれの作者ならではの講演を実施すること。

（注2）レファレンス・サービス：図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館職員が当該資料や情報を提供又は提示すること。また、それにかかわる業務のこと。

（注3）平成17年度「社会教育調査報告書」（文部科学省）より

（2）地域の読書活動を支えるキーステーションとしての取組

① 読書活動に関する情報提供

地域における子どもの読書活動を推進していくため、児童・青少年用図書の蔵書・貸出情報やお話し会の開催など、子どもの読書活動の機会に関する情報等を、随時、地域住民に提供することは重要である。このため、子どもの読書活動の推進に資するコンテンツを作成し、図書館のホームページに掲載したり、メールマガジンを発行するなど、インターネットを活用した情報発信の充実に促す。特に、ホームページについては、平成17年現在、全国の公立図書館の約56パーセントで開設されている（注4）が、本計画期間中に本館数の90パーセント以上の図書館で行われるよう促す。

（注4）平成17年度「社会教育調査報告書」（文部科学省）より

② 公立図書館や関係機関等との連携・協力

子どもの読書環境を整備する上で、都道府県立図書館、市町村立図書館、学校図書館その他の関係機関との間のネットワークを構築し、図書の貸借をはじめとする連携・協力や情報交換などを行うことは重要である。

また、公立図書館を中心に、地域の読書活動推進団体、グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係機関と連携し、地域における子どもの読書活動を推進する取組の充実に努めることも重要である。具体的には、

○ 公民館の図書室や保育所、児童館（注5）等に対して図書の団体貸出しやお話し会などを実施する

○ 保健所・保健センターで実施される健診の際に、司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に指導する

○ 司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本等を手渡す「ブックスタート」運動を実施するなど様々な機関との連携・協力が望まれる。このため、国は、これらの取組の積極的な推進を促す。

（注5）児童館：児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つであり、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設」のこと。

③ 学校図書館との連携・協力

公立図書館は、学校図書館と連携・協力することも重要である。このため、公立図書館の図書の学校図書館への団体貸出しを促すとともに、図書館職員が学校を訪問した際や児童生徒が図書館を訪問した際に、図書館職員による読み聞かせを行うなどの取組を促していく。また、図書館間の連携・協力を進めるため、児童図書等資料の相互貸借や複数の図書館で協力して行うレファレンス・サービスの実施等の取組を促していく。

3 子どもの読書活動の推進のための公立図書館等の機能強化

(1) 公立図書館の整備

平成17年現在、公立図書館を設置する市（区）町村の割合は、市（区）で97.9パーセント、町で53.9パーセント、村で22.0パーセントとなっている（注6）。

地域における子どもの読書活動を推進するためには、身近なところで読書ができる環境を整備していくことが重要である。このため、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置に努めることや、都道府県は、図書館未設置の町村が多く存在することを踏まえ、市町村立図書館の設置及び運営に対する助言等を計画的に行うことなどが示されている。

公立図書館が未設置の市町村は、今後、その解消に向けて、図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。新たな図書館の設置が困難な場合でも、都道府県立図書館や近隣市町村との連携等による読書環境の整備が望まれる。

既に公立図書館が設置されている市町村においても、地域の人口分布や人口構成、地形、交通網など地域の実情に応じて、分館や移動図書館の整備、公民館の図書室や各種施設の図書コーナーの整備、学校図書館の開放などにより、地域の人々が身近なところでサービスを楽しむことができるよう、地域における読書環境の整備に努めることが望まれる。

他方、都道府県は、未設置市町村に対して計画的に行う助言等を通じて、公立図書館が果たす役割の重要性について理解を促すとともに、図書館設置の気運を醸成し、その整備を促していく。

（注6）平成17年度「社会教育調査報告書」（文部科学省）より

(2) 公立図書館の資料、施設、設備等の整備・充実

地域における子どもの読書活動を推進する上で、公立図書館が積極的な役割を果たすためには、児童・青少年用の図書館資料（注7）の充実に努めるとともに、利用者に応じた必要な施設・設備を確保することが重要である。

（注7）図書館資料：図書館法第3条に規定する「図書館資料」をさす。以下、同じ。

① 図書館資料の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に、住民や地域の要望を踏まえ、豊富で多様な図書館資料を整備していくことが必要である。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方交付税により措置されており、各地方公共団体は、公立図書館の図書館資料の計画的な整備を図るよう引き続き努める。

② 移動図書館の整備

移動図書館によるサービスは、図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動の推進に大変有効であり、図書館の重要な活動の一つである。このため、各地方公共団体は、公立図書館における移動図書館の整備や、その運行回数、サービスポイント（注8）の拡充など、利用者の視点に立ったきめ細やかな運用に努める。

（注8）サービスポイント：貸出しやレファレンス・サービスなど、直接利用者に対する図書館サービスが行われる場所、あるいは図書館と利用者との接点となる施設。

③ 図書館の情報化

平成17年現在、来館者が利用できるコンピューターは、都道府県立図書館で96.8パーセント、市（区）町村立図書館で87.0パーセント設置されており、このうちインターネット接続コンピューターは、都道府県立図書館で79.0パーセント、市（区）町村立図書館で51.3パーセントとなっている（注9）。また、オンライン閲覧目録（OPAC）（注10）の導入率は、都道府県立図書館で96.8パーセント、市（区）町村立図書館で77.0パーセントとなっている（注11）。

情報化の急速な進展に対応するため、各地方公共団体は、来館者用コンピューターの設置率及びオンライン閲覧目録（OPAC）の導入率について、本計画期間中に100パーセントを目指し、公立図書館の情報化に努める。

（注9）平成17年度「社会教育調査報告書」（文部科学省）より

（注10）オンライン閲覧目録（OPAC）：利用者が図書館の蔵書資料を検索するために用いるコンピューター化された目録。利用者が直接端末機からオンラインで図書館のコンピューターと接続し、蔵書データベースを検索できる。OPACは、Online PublicAccess Catalogの略。

（注11）平成17年度「社会教育調査報告書」（文部科学省）より

④ 児童室等の整備

平成17年現在、児童室を置く公立図書館の割合は、63.0パーセントである（注12）。国は、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、各図書館で児童室や児童コーナーなど、読み聞かせや子どもが読書を行うために必要なスペースを確保するよう、引き続き促していく。

（注12）平成17年度「社会教育調査報告書」（文部科学省）より

⑤ 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

障害のある子どもが自主的に読書活動を行える環境を整備することは極めて重要である。図書館等においては、例えば視覚に障害のある利用者に対して、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸出し並びに閲覧業務を行っており、平成17年現在、録音図書を所有する公立図書館は約20パーセント、点字図書等を所有する公立図書館は約33パーセントとなっている

（注13）。

こうした中で、地方公共団体は、障害のある子どものために、施設整備面での配慮、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実、貸出し及び閲覧業務の実施、図書館利用の際の介助、対面朗読、郵送や宅配による貸出し等の推進に努める。また、「点字図書」及び「声の図書」の増刷・普及に協力する点訳・朗読奉仕員の養成を行うことなどを通じて、視覚に障害のある子どもの読書活動の推進のための条件の整備・充実に努める。

（注13）平成17年度「社会教育調査報告書」（文部科学省）より

（3）公立図書館の司書の養成・研修

① 司書の養成と適切な配置

司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導、ボランティア等との連携促進など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を担っている。

公立図書館の職員の配置については、地方交付税により措置されており、各地方公共団体は、司書の重要性についての認識を深め、適切な養成や配置に努める。

② 司書の研修の充実

公立図書館の司書は、児童図書や児童文学に関する広範な知識、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識・技術を有した上で、子どもや保護者に本の案内や助言を行うとともに、積極的に利用者の相談に応じることが望まれる。さらに、幼稚園や学校に赴いて、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを

行うなど、学校等との連携を行うことが求められる。

このため、司書がこれらの役割を果たしていくために必要な専門的知識・技術を習得することができるよう、研修の充実を図っていく。

【その他】

1 子どもの読書活動の推進における児童館の役割

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、絵本等の児童図書を活用した様々な活動が行われている。中でも保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話し会などの活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となっているため、これらの活動が一層推進されるよう促していく。

2 子どもの読書活動の推進における大学図書館の役割

子どもの読書活動を推進する上で、地域の大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館の図書資料の図書館への貸出しなど、図書館と大学図書館の連携・協力の推進を促していく。

3 子どもの読書活動の推進における「国際子ども図書館」の役割

国立国会図書館の支部図書館として設置されている「国際子ども図書館」では、納本制度による児童図書の収集・保存、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。

また、図書や展示品の貸出しはもとより、インターネットによる児童図書に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童図書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、図書館や学校図書館と「国際子ども図書館」との連携・協力の推進を促していく。

学校等における子どもの読書活動の推進

【幼稚園等】

1 子どもの読書活動の推進における幼稚園、保育所等の役割

幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、その指導の充実を促進する。あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。

また、異年齢交流において、小学生・中学生が幼稚園、保育所等の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫する。

2 幼稚園、保育所等における子どもの読書活動の推進のための取組

幼稚園、保育所等においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。また、図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定することへの配慮も促していく。

【小学校・中学校・高等学校等】

1 子どもの読書活動の推進における学校の役割

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っている。

新しい教育基本法の理念を受けて、平成19年6月に改正された学校教育法の第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第5号）が新たに規定された。

また、子どもたちの読解力向上が課題とされる中、平成20年の学習指導要領の改訂において、各教科等における言語活動を充実し、引き続き学校図書館の活用を図るとともに、学校における言語環境を整えることが必要とされている。

これら新しい教育基本法、学校教育法、学習指導要領を踏まえ、小学校・中学校・高等学校等における子どもの読書活動の推進を図ることが必要である。

2 学校における子どもの読書活動の推進のための取組

(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切である。その際、知的活動（論理や思考）、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語力の育成に資する読書活動を推進することが求められる。

このため、国語科を中核としつつ、すべての教科等を通じて様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど多様な読書活動を推進する。また、既に3万校を超える学校で実践されている全校一斉の読書活動や、学校での読み聞かせなどの取組を一層普及させる。さらに、学校において推薦図書コーナーを設けたり、卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標を設定したりすることにより、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促していく。

他方、各教科等を通じて学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実に努めていくことも重要である。このためには、司書教諭のみならずすべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進していくことが重要であり、各学校における校内研修や研究会などを通じた教職員間の連携を促していく。同時に、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介などにより、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努める。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進していく。

(2) 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用、ボランティアによる読書支援等の優れた実践事例の紹介等により、特別支援学校における読書活動支援の推進を図る。また、視覚障害教育情報ネットワーク（注14）の活用などにより、各特別支援学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用、教材作成に関する情報提供等を促進する。

（注14）視覚障害教育情報ネットワーク：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運用するインターネット上のサイト。視覚障害教育全般についての教材データ等の提供や、視覚障害関連機関の情報交換を行う。

(3) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要である。平成18年5月現在、小学校の69.6パーセント、中学校の16.3パーセントで、保護者や地域住民によりボランティア活動が行われている（注15）。

多様な経験を有する地域の人材の協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となる。このため、「ブックトーク」活動、学校図書館に関する広報活動、図書情報のデータベースの作成などの活動について、さらに地域のボランティア等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

また、地域の図書館やボランティア等と連携して、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の推進を図っていく。

(注15) 平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

3 子どもの読書活動の推進のための学校図書館等の機能強化

学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」をはぐくむことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

(1) 学校図書館の資料、施設、設備等の整備・充実

① 学校図書館資料の整備・充実

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心にこたえる魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実していくことが求められている。

このことを踏まえ、平成19年度から平成23年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料を、情報が古くなった図書等の更新を行いつつ、約2,600万冊整備することとして、単年度約200億円、5年間で総額約1,000億円の地方交付税措置が講じられることとされている。第一次基本計画期間の終了に際しても、なお、学校図書館図書標準の達成が十分でない状況を踏まえ、各地方公共団体においては、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、学校図書館図書標準の達成を目指す。

また、私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

② 学校図書館施設・設備の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備を促していく。

③ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館等とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心にこたえる図書の整備等が可能となる。

平成18年3月現在、コンピューターを整備している学校図書館の割合は47.8パーセントであり、そのうち校内LAN(情報通信網)に接続している学校図書館は54.8パーセントとなっている(注16)。また、平成18年5月現在、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で37.6パーセント、中学校で38.5パーセント、高等学校で71.6パーセントである(注17)。

学習指導に用いる公立学校の教育用コンピューターの整備については、従来から地方交付税措置による整備が進められており、学校図書館等への効果的な配置を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等を校内LANで接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努める。

学校のインターネット接続についても、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、従来より地方交付税措置等による整備が進められている。平成19年3月現在、公立学校における超高速インターネットの接続率は35.0パーセントである（注18）が、接続率がおおむね100パーセントになるよう、引き続き整備を促進する。これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

（注16）平成17年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」（文部科学省）より

（注17）平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省）より

（注18）平成18年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」（文部科学省）より

（2）学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、事務職員やボランティアが連携・協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要である。

① 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。

司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を引き続き進めていく。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の職務内容についての指導資料を活用し、司書教諭の役割等について理解を図る。

② 学校図書館担当事務職員の配置

学校図書館を担当する事務職員は、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっている。今後、学校図書館の活用をさらに充実するため、各地方公共団体における事務職員の配置の取組を紹介して、学校図書館の諸事務に当たる職員の配置を促していく。

民間団体の活動に対する支援

1 子どもの読書活動の推進における民間団体の役割

民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われ、地域レベルでは、自発的に組織された約5,700のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている（注19）。

（注19）文部科学省委嘱2003年度「全国読書グループ総覧」（社団法人読書推進運動協議会）より

2 民間団体の活動に対する支援

国は、子どもの発達段階に応じて、親子での読書活動、本のテーマや内容に沿った効果的な読書活動、読書から離れがちな中学生・高校生世代の読書活動を推進する方策に関する研究の成果を普及する。また、読書活動に関連するボランティアのより広範な活動を促すとともに、指導的なボランティアの育成に取り組む。

さらに、子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るため「子どもゆめ基金」をはじめとした助成などにより、これら民間団体の活動を支援していく。

また、地方公共団体においては、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講じることが期待される。

普及啓発活動

1 啓発広報の推進

(1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な啓発広報の推進

「子ども読書の日」（4月23日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（法律第10条第1項）に設けられたものである。

このため、国及び地方公共団体は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」（10月27日）においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。

また、国は、地方公共団体、学校、図書館、子どもの読書活動の推進に取り組む民間団体等と連携を図りながら、ポスター等の作成・配付等を通じて全国的な啓発広報を推進していく。

(2) 各種情報の収集・提供

国は、子どもの読書活動の実態や各地方公共団体、学校、図書館、民間団体等における様々な取組等に関する情報を収集する。そして、子どもの読書活動に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、インターネット上に子どもの読書活動の推進に関する専用のホームページを開設し、関連情報を掲載するとともに、これを関係機関・団体等のホームページにリンクさせて情報を広く提供するなど、啓発広報を推進する。

また、地方公共団体や民間団体においても、このような各種情報の提供を幅広く行うことが期待される。

2 優れた取組の奨励

国は、子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲をさらに高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める。

(1) 優れた取組に対する表彰等

国は、子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図る。

(2) 優良な図書の普及

児童福祉法第8条第7項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦を行っている。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配付することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及していく。

3. 東京都子ども読書活動推進計画（東京都教育委員会）

はじめに

読書は、考える力、豊かな感性や情操、幅広い知識などを獲得する上で欠くことのできないものです。また、読書で身に付けられた表現力によって、コミュニケーションを円滑にし、人間関係の基礎を形成することができます。さらに、読書は「国語力」を形成する基盤として、近年その重要性が再認識されています。

このように、読書がもたらす様々な効用を考えると、子どもの読書環境を計画的に整備することは極めて重要な課題であると考えます。

この「東京都子ども読書活動推進計画」は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項の規定により、子どもの読書活動の意義と今後の東京都における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示したものです。

都教育委員会といたしましては、この計画が、東京都はもちろん、区市町村や読書活動推進団体などの子どもの読書活動推進を図るための基本となることを願っております。

また、今後とも、東京都におけるすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校を通じて多くの都民の方々と連携し、積極的に子どもの読書活動の推進に取り組んでまいります。

平成15年3月

東京都教育委員会教育長

第1部 基本方針

第1章 計画策定の背景

第1 子どもの読書活動とは

1 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動」は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです（子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条参照）。

読書により、子どもは、広い世界を知り、自分自身の考えを確かめたり高めたりする体験を持ちます。そして、この体験を通し、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることができます。

また、読書は、子どもが、変化の激しい社会に主体的に対応していくために、自ら課題を見だし、自ら考えたり、判断したり、表現したりして解決することができる資質や能力をはぐくむものです。さらに、読書を通して、子どもたちは、多くのよい文章に触れることができるため、語彙量の増大や文章を書く力などの国語力の向上が期待されます。

このように、読書の果たす役割は、子どもが自分の将来に夢を持ち、自己実現を図っていく上で極めて重要であり、読書活動の推進に当たっては、子どもの発達段階を踏まえることが必要です。

幼児期には、子ども自らが読書することはほとんどありませんが、物や絵を見て、その名称を言うことを楽しむようになります。そのため、保護者などから話を聞くことや、絵本を読んでもらうことは、読書の楽しさを知る上で極めて大切です。

小学校では、低学年になると、子どもは、ひらがなを覚え、次第にやさしい民話や童話などに親

しむようになります。中学年では、黙読が身につく、長い文章も読めるようになります、高学年では、調べ学習において、目的に応じて図書を選択して読むことができますようになります。小学校段階では、自ら本を読むことの楽しさを体験するようになるため、子どもの読書に対する興味・関心を一層高め、読書習慣の定着を図ることが重要です。中学校・高等学校では、読書の範囲が広がり、読書活動の充実が期待できます。そのため、子どもが多様な興味・関心に応じて読書できるような図書の整備に努めることが、望まれます。

2 子どもの読書活動の現状

日本における子どもの読書活動の現状は、以下の調査結果等で明らかにされています。

OECD生徒の学習到達度調査（PISA）2000年

OECD（Organization for Economic Cooperation and Development：経済協力開発機構）の15歳児を対象とした読解力調査によると、日本では、55.0%の生徒が「趣味で読書をしない」と回答しており、OECD参加国平均の31.7%を大きく上回り、参加32か国の中で最も割合が高くなっています。

（2）第48回読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）

平成14年5月の第48回読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によると、1か月間の平均読書冊数は、小学生7.5冊、中学生2.5冊、高校生1.5冊です。

また、不読者（1か月間に本を1冊も読まなかった者）の割合は、小学生8.9%、中学生32.8%、高校生56.0%です。この調査結果により、中・高校生の“読書離れ”の実態が、浮き彫りになっています。このような子どもの“読書離れ”の原因は、子どもが本を読むことの大切さを教えられていないこと、言い換えれば、保護者、教員、行政関係者等、子どもを取り巻く大人が、読書に対する興味や関心を高めるための環境を整えていなかったことにあります。また、東京都においては、他県と比べて情報量が多く、子どもが他の情報メディアに時間を費やすことにより、読書の時間が相対的に少なくなっているとも考えられます。

第2 国の動向

平成11年8月、国会の衆参両院は、子どもたちの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とすることを決議し、また、平成12年5月には、国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」を開館しました。

このような状況の下、子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する法律が平成13年12月12日に公布・施行され、同法によって、国と地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定・公表することが定められました。

そして、平成14年8月、国は、この法律の規定に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向を明らかにしています。

第2章 基本的な考え方

第1 計画の性格

東京都子ども読書活動推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項の規定による計画であり、東京都における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示したも

のです。

また、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、区市町村が子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定する際の基本となるものです。

本計画では、都民一人一人が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことができるよう、家庭、地域、学校（注1）のそれぞれが果たす役割を示しています。

さらに、今後、東京都が広域的に実施する取組を「東京都の取組」、区市町村が子どもや大人に対して直接的に実施することが期待される取組を「区市町村に期待される取組」として明らかにしています。

なお、この「子どもの読書活動の推進」は、東京都の「心の東京革命（注2）行動プラン」の取組として位置付けられています。

（注1）この計画において、学校とは、学校教育法第1条の学校（短大、大学を除く。）、同法第82条の2の専修学校及び同法83条の各種学校のうち、公立及び私立のものとする。

（注2）次代を担う子どもたちに対し、親と子どもが責任を持って正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上で当然の心得を伝えていく取組である。

第2 計画の目標

1 子どもの読書環境の整備 東京都は、子どもの読書活動を推進するために、家庭、地域、学校を通じて読書に親しむ機会を提供します。また、子どもたちの人間形成に大きな影響を与える質の高い本に出会えるような読書環境を整備します。

2 子どもの読書活動に関する理解の促進 東京都は、子どもの読書活動を推進するための普及・啓発事業を積極的に行い、保護者や教員等、子どもを取り巻く大人の理解と関心を深めていきます。

3 地域・社会全体での子どもの読書活動の推進 東京都は、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、地域・社会において、様々な機関が連携・協力し、子どもの読書活動を推進していきます。

4 子どもの読書活動を推進するための人材の育成 東京都は、子どもの読書活動を推進するために、本と子どもを結びつける人材の育成を図ります。

第3 計画の期間 平成15（2003）年度から平成19（2007）年度までの5年間

第2部 推進のための具体的な取組

第1章 家庭・地域等

第1 家庭・地域等における読書活動の推進

1 家庭・地域

子どもにとって読書は、何よりも楽しみの一つとなることが大切です。その楽しみの積み重ねにより、子どもは成長していきます。家庭や地域においては、子どもが多くの本と出会い、読書の楽しみを体験し、家族をはじめ親しい人々とその喜びを分かち合うことのできる機会を持つことが大切です。

(1) 家庭・地域に期待される役割

家庭においては、子どもが本に親しむ機会を作り出し、子どもと共に読書を楽しみ、読書する子どもを励ますことが期待されます。さらに、読書活動の成果を性急に求めることなく、成長の喜びを感じながら、子どもを暖かく見守ることが大切です。

また、地域においては、その地域のすべての子どもに読書に親しむ機会を提供し、読書環境を整備・充実する必要があります。

(2) 家庭・地域における読書活動の推進

ア 育児における絵本

乳幼児にとって、大好きな人が自分のために語りかけてくれることは、大きな喜びであり、この喜びが人間への信頼感を築き、深めていく大きな要素となります。一対一で向き合い、あるいは膝に抱かれて、絵本を繰り返し読んでもらい、その楽しさを読み手の大人と共有することは、子どもにとって大きな喜びであるとともに、言葉を育て、未知のものに対する興味を育てます。また、保護者にとって、子どもの喜ぶ姿に接することは、育児への活力を生み、生活の中に楽しみを発見することにもつながります。

イ 保護者の読書活動

現代社会では、情報を得るのに必ずしも本を必要としません。しかし、読書は、自ら考え、豊かな時間を過ごすものとして、大人にとっても欠かせません。家庭における保護者の読書活動は、自らの生活を豊かにするだけでなく、読書する姿が子どもに大きな影響を及ぼします。

ウ 地域の図書館等の積極的利用

(ア) 地域の図書館

家庭の中で出会うことのできる本の数は限られています。読書にあまり関心のない家庭も少なからずあるでしょう。しかし、地域の図書館などの施設を利用すれば、子どもに多くの本と出会う機会を与え、子どもの読書活動について適切なアドバイスを受けることができます。

(イ) 家庭・地域文庫

家庭文庫・地域文庫は、自由で家庭的な雰囲気の中で本に接することができ、保護者同士の交流も生まれやすくなります。家庭文庫・地域文庫を利用することで、一層地域に密着した読書活動ができます。

エ 地域の読書活動への参加

子どもが読書に興味を持つためには、読書の楽しみを知る機会を作ることが重要です。読書に関心のない子どもがおはなしを聞いたり、自分で読むことが苦手な子どもが絵本を読んでもらうことは、子どもが物語の楽しさを味わい、本に対して興味を抱くための有効な手段です。図書館や家庭文庫・地域文庫で開かれるおはなし会や学校の行事に参加することは、あまり読書に関心のない子どもにとって、読書に親しむきっかけとなります。これらの行事の中で、子どもは読書の喜びを分かち合う仲間を見つけたり、本の世界へ案内してくれる大人に出会います。

オ 青少年期における読書の奨励

中・高校生になると、学校生活も忙しくなり、子どもの時に培った読書習慣を継続することが困難になります。しかし、この時期に青年期への読書につながる読書習慣を確立することは、考える力を養うと同時に人生を豊かなものにします。保護者は、この時期の子どもの読書を温かく見守り、励ますことが必要です。

【東京都の取組】

東京都は、家庭・地域における子どもの読書活動が推進されるよう、保護者や大人に対して読書の重要性を伝える普及・啓発活動を行うとともに、区市町村が行う事業に対する援助に努めます。

ア 読書活動推進のための啓発資料の作成及び配布（家庭・地域向け）

家庭や地域を対象とした読書活動推進のための啓発資料を作成、配布します。この資料を活用することにより、家庭での読み聞かせや地域でのおはなし会の参加等を促進します。

イ 子どもの読書に関する調査の実施

都内公立図書館の児童青少年サービス、家庭文庫・地域文庫、児童館等での地域の読書活動、学校図書館の状況、学校における読書活動等について実態を把握し、子どもの読書活動の推進に生かしていくため、東京都における子どもの読書活動実態調査を実施します。

ウ 講師、ボランティア等人材情報の発信

東京都生涯学習情報ホームページに、子どもの読書活動を推進するための人材情報を蓄積・提供することにより地域の読書活動を支援します。

【区市町村に期待される役割】

区市町村は、家庭における子どもの読書活動を推進するための事業を実施するとともに、その地域の特性に合わせ、自主的に読書活動を行う住民を積極的に支援することが期待されます。

ア 子育て支援事業における読書活動の推進

子育てひろば事業（注3）や家庭教育学級（注4）等、子育て支援の一環として、子どもの読書や絵本についての啓発事業を実施することが期待されます。

（注3）区市町村が、身近な地域での子育て家庭の支援を行うため、保育所、児童館等の機能を活用して、0・1・2・3歳の孤立しがちな子育て家庭を中心に集いの場（たまり場）を提供しながら子育て相談や子育てサークルの支援などを行う事業。

（注4）親等が、家庭教育に関する学習を、一定期間にわたって、計画的、継続的かつ集団的に行う事業。

イ 図書館員、保育士、児童館指導員等の研修と交流

地域の様々な場面で子どもの読書活動にかかわる人材を育成するため、研修を実施したり、連絡会などの交流を持つことにより、相互のスキルアップを図ることが期待されます。

ウ ボランティアの育成

生涯学習事業や図書館の講座等により、地域で読み聞かせを行うボランティアを新たに育成するとともに、既に活動しているボランティアのレベルアップ研修を実施し、地域の特性に合ったボランティア活動を推進することが期待されます。

エ 地域の読書団体（家庭文庫・地域文庫等）への支援

家庭文庫・地域文庫等、自主的に子どもの読書活動にかかわる団体に対して、図書館資料の団体貸出しや、自主研修への講師派遣などの援助を行うことが望まれます。

また、文庫連絡会や読み聞かせグループ連絡会といった団体同士の情報交換等の場を、図書館等に設置することが期待されます。

2 図書館

図書館は読書活動と資料に関する専門的機関として、子どもの読書活動を積極的に推進する必要があります。来館する子どもに対するサービスだけでなく、広く子どもや保護者に情報や機会を提供することが大切です。

【東京都の取組】

都立図書館は、東京都における子どもの読書活動の拠点として、広域的立場から子どもの読書活動を推進していきます。区市町村立図書館の推進事業を積極的に支援するとともに、自らも様々な事業を企画します。

また、子どもの読書活動について、関係機関や都民に情報を提供し、その意義をアピールし、広く社会的理解を求めていきます。

ア 「都立図書館子どもページ（仮称）」の開設及び相談受付

都立図書館ホームページに「都立図書館子どもページ（仮称）」を開設し、本の紹介や「調べ学習」リンク集の作成、子どものレファレンス受付を行います。読書週間等には、都立図書館で子どもの読書活動に関する相談窓口を設置します。

また、各自自治体や関係団体が実施する事業の情報を積極的に収集・提供していきます。

イ 読書活動に障害のある子どもへの支援

都立図書館は、障害のある子どもが楽しむことのできる図書資料等を整備し、展示等を行うことにより、利用の促進を図り、障害のある子どもの読書活動を支援していきます。

ウ 子どもの読書に関する調査の実施

エ 外国語の児童図書の情報提供

都立図書館のホームページにおいて、外国語の児童図書に関する情報を提供します。特に英語以外の言語の図書の所蔵情報を提供し、日本語以外の資料を必要とする子どもの読書活動を支援していきます。

オ 児童サービスの専門的職員の育成

(ア) 児童サービス職員の新任研修

東京都内の公立図書館で初めて児童サービスに携わる職員を対象に、図書館の児童サービスに関

する基本的な研修を行います。この講座は昭和 57 (1982) 年に開始されましたが、一層の充実を図っていきます。

(イ) 児童サービス職員の現任研修

東京都内の公立図書館の職員を中心に、実際に子どもの読書活動に携わった実績を持つ職員の一層のステップアップを図るよう、テーマを決めた研修を実施します。子どもの読書活動を継続して担っている人に対し、企画立案等の研修を行い、地域の読書活動におけるリーダーの養成を図っていきます。

カ ボランティアリーダーの育成

地域で子どもの読書活動に携わるボランティアグループのリーダーに対し、子どもの読書活動の特性、児童青少年資料、サービス技術、公立図書館における児童青少年サービスに関する研修を実施します。

【区市町村に期待される役割】

区市町村立図書館は、地域における子どもの読書活動の拠点として、積極的に事業を展開するとともに、障害のある子どもや図書館に出掛けることができない子ども等への配慮することも期待されます。

ア 区市町村立図書館における児童サービスの一層の充実

区市町村立図書館では、長年にわたる児童サービスの実績がありますが、一層の充実が望まれます。魅力的な資料の収集や行事を行い、これまで図書館を利用していない子どもを含め、子どもに読書の楽しさを十分に伝えることが期待されます。

イ 乳幼児へのサービス

乳幼児への図書館サービスは、子育て支援の一つであるとともに、子どもの読書習慣の形成に寄与するものです。区市町村で実施している子育て支援事業と連携・協力しながら、サービスを実施していく必要があります。

ウ 青少年（13～18 歳）へのサービス

青少年期は、興味が多岐に分かれること、学校生活が多忙になることから、読書活動に熱心な子どもとそうでない子どもに分かれる時期ですが、この時期の読書は生涯の糧となります。区市町村立図書館は、子どもたちに読書の魅力を十分に伝え、学習にも役に立つ存在として、魅力のあるサービスを実施することが期待されます。

エ 在京の外国人児童生徒、帰国児童生徒等へのサービス

区市町村の特性にあった外国語資料を収集し、日本語以外の資料を必要とする子どもの読書活動を支援することが期待されます。

オ 障害のある子どもへのサービス

「さわる絵本」（注 5）や「布の絵本」（注 6）、拡大写本等の資料を収集し、障害のある子どもの読書を支援することが期待されます。また、入院している子どもに対する訪問サービス等、図書

館に出掛けることができない子どもへのサービスを実施することが望まれます。

(注5)

手で触って分かり、楽しめるように作成した絵本。原本は子どもたち一般に人気のある絵本が選ばれる。

(注6)

絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書。厚地の布にアップリケを施し、マジックテープやボタンで着脱が可能になっていたり、ひもを結んだり、ジッパーを操作して楽しんだりできるようになっている。視覚障害児、肢体障害児、機能回復訓練に利用されるだけでなく、乳幼児一般も楽しめる。

カ 児童青少年サービスの専門的人材の育成・配置

児童青少年サービスに携わる人材については、都立図書館の児童サービス職員研修などを活用するとともに、外部の人材も活用するなどにより、十分な知識と技術を持ったサービスを提供することが期待されます。また、子どもや保護者が、職員に気軽に相談できる体制に配慮することが大切です。

3 児童館、その他施設

子どもの読書活動は、図書館に限らず、子どもにかかわる様々な施設で行われています。計画を推進するに当たっては、日常的に子どもが過ごす児童館や学童クラブ、子どもの心身の成長を担う保健所・保健センター等における読書に関する事業などと連携し、実施していく必要があります。

【東京都の取組】

東京都は、東京都児童会館における子どもの読書活動を推進するほか、保健所・保健センターでの健康診査や相談の場を活用した読書活動推進事業を支援します。

ア 東京都児童会館における読書活動推進事業の実施（福祉局）

東京都児童会館は、児童の健全育成に関する活動の一環として、「図書のひろば」において、おはなし会や講演会といった子どもの読書活動の推進に関する事業を実施します。

イ 保健所・保健センターにおける読書活動推進のための支援（健康局）

東京都は、保健所・保健センター等における読書活動の推進事例（ブックスタート事業（注7）等）を積極的に収集し、区市町村に対して情報提供を行います。

(注7)

赤ちゃんとその保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す事業。地域のすべての赤ちゃんに絵本を媒介にした楽しい時間を過ごしてもらうため、乳幼児健診のときに行われる。

【区市町村に期待される役割】

子どもの生活に密着した区市町村の様々な施設こそ、機会をとらえて子どもの読書活動を推進することが望まれます。

ア 地区児童館や公民館における読書活動推進事業の実施

地区児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、子どものための事業を実施していますが、昔話を聞く会や絵本の読み聞かせの会などをプログラムに取り入れ、地域の子どもの読書活動を推進することが期待されます。

また、公民館は、社会教育法に基づく社会教育施設として、子どもの読書活動の推進に関する事業を実施することが期待されます。例えば、青少年を対象とした作家の講演会や読書会、ボランティアの養成講座などが考えられます。

イ 保健所・保健センターにおける読書活動推進

子どもの健康診査や母親学級等で、読書活動の重要性や楽しさを保護者に伝えたり、乳幼児から本と触れ合う機会を創出することが期待されます。特に、健康診査における読み聞かせや手遊び等の実演は、親子で楽しさを味わうことができるので、読書活動の普及・啓発の場として期待されま

す。
なお、保健所・保健センターにおける読書活動推進は、地域の図書館の児童サービス担当者と連携・協力を図ると一層効果的です。

第2 家庭・地域等における読書活動を推進するための施設・設備の充実

1 図書館の計画的な整備・充実

図書館は、読書と資料の収集・提供に関する専門的機関として、子どもの読書活動を積極的に推進するため、施設設備の一層の充実を図る必要があります。

【東京都の取組】

東京都は、子どもの読書活動推進の核となる施設である東京都内の公立図書館の充実、振興を図っていきます。

ア 東京都内の公立図書館の振興と援助

全国にわたる児童青少年コーナーの先進的事例を紹介し、東京都内の公立図書館の児童サービスが一層充実されるよう支援していきます。また、図書館未設置地区（島しょ部）における子どもの読書活動の援助に努めます。

イ 都立図書館における児童青少年資料の充実

都立多摩図書館の図書の中核に、青少年の読書活動のモデルとなる蔵書の充実を図っていきます。これらの蔵書は、学校の学習や特別活動に関連した資料、人生や社会問題に関する資料、進路に関する資料など、青少年自身が行う調査研究活動に役立つものとします。

児童資料についても、教員や保護者の参考となる資料も含め、引き続き一層の充実を図ります。

ウ 都立図書館における児童・青少年サービス施設の充実

都立多摩図書館児童コーナーの一層の充実を図ります。さらに、青少年コーナー（注8）を設置し、テーマによる図書資料の紹介等を行い、青少年の読書活動への興味・関心を高めます。

また、都立中央図書館では調べ学習等に図書館を利用する青少年の学習活動が行いやすいよう「グループ学習室（仮称）」を設置し、利用案内サービス等の充実を図ります。

（注8）

主に13歳から18歳を対象にした図書館資料を配置したコーナー。子どもから大人への転換期にある時期の好みや心理に配慮して、展示法を工夫したり、青少年向けの広報物を併せて置いたりする例が多い。ヤングアダルトコーナーともいわれる。

【区市町村に期待される役割】

区市町村立図書館は、公立図書館の中核として重要な役割を担い、子どもの読書活動における最も身近な施設であることから、一層の充実が期待されます。

ア 児童青少年資料の充実

児童青少年用の資料については、楽しみとしての読書のための資料、学習や子どもの生活に役立つ資料など、幅広くかつ的確に選択されたものであることが望まれます。

イ 児童青少年コーナーの整備

子どもにとって図書館が魅力的であるために、児童コーナーや青少年コーナー、おはなし室の充実を図ることが期待されます。

2 身近な読書施設、環境の整備・充実

【区市町村に期待される役割】

子どもにとって身近な読書活動の施設が確保されるよう、既存の施設の有効活用及び充実を図り、子どもの読書環境を一層整備することが期待されます。

ア 幼稚園・保育園等に対する支援及び公民館等における図書コーナーの充実

区市町村立図書館は、地域の幼稚園や保育園に対して団体貸出し等の支援を行うことが期待されます。

また、子どもの自主的な読書活動を促すために、図書館の分館・分室や児童館、公民館等に、子どもの本コーナーを作るなど、子どもの読書環境を充実することが期待されます。

第3 啓発広報

【東京都の取組】

東京都は、子どもの読書活動の推進について、広く理解と関心を深めるため、普及・啓発事業を実施します。

ア シンボルマークやキャッチフレーズの制定

子どもの読書活動の推進について都民が理解と関心を深めるために、シンボルマークやキャッチフレーズを制定し、イベントなどに幅広く活用していきます。

イ 「東京都子ども読書シンポジウム（仮称）」の開催

子どもの読書活動について、大人と子どもが協議し、子どもの読書に関する関心と理解を深めるためのシンポジウムを開催します。

ウ 読書活動推進のための啓発資料の作成及び配布（家庭・地域向け）

エ 都立図書館における啓発広報の促進

都立図書館は、児童青少年用図書・雑誌、子どもの読書に関する研究書などを幅広く収集する多摩図書館を中心に、資料の展示会や、子どもの読書活動に関する公開講座を実施するとともに、都内各自治体や民間団体が実施する事業の情報を収集し、子どもの読書活動の推進について、広く普及・啓発を図っていきます。

【区市町村に期待される役割】

地域の子どもや保護者等に子どもの読書活動の重要性と読書の楽しさを十分に知らせることが期待されます。

ア 展示会等、イベントの開催・周知

図書館や公民館等で、子どもの読書に関する展示会や講演会を行うことが期待されます。子どもが楽しんで参加できる、おはなし会や科学遊びの会等、子どもと本を結びつける様々な事業が望まれます。

イ 保護者に対する啓発

子どもの読書活動の推進には、保護者の理解が欠かせません。読書にあまり関心のない保護者にも情報が行きわたるよう、保健所・保健センターにおける健康診断で読書に関する展示を行ったり、保護者に配布するパンフレットに読書に関する情報を載せるなど工夫することが期待されます。

第2章 学校

第1 学校における読書活動の推進

学校においては、子ども一人一人が、読書の楽しさを味わったり、調べ学習等において目的を持って読書を行うことによって、子どもが読書のよさを体験し、生涯にわたって読書していくことができるようにすることが大切です。

1 学校の役割

学校においては、幼稚園、小、中、高等学校等の各学校段階に応じて、子どもが読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を形成するとともに、学校図書館を計画的に利用し、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが大切です。

2 学校における読書活動の推進

ア 読書時間の確保

子どもの読書習慣を定着させるために、全校一斉の読書活動を設定するなど、読書時間を確保します。

例えば、朝の読書の時間の設定、校内で設定した読書週間・月間の実施等が考えられます。

イ 読書指導の充実

子どもが読書の楽しさやよさを味わえるような指導の工夫や取組を一層充実させます。

例えば、教師や子どもによる読み聞かせ等の活動、学級活動やホームルーム活動等における読書会の実施、学校の特色に応じた「課題図書」等のリストを作成し読書を奨励すること、教師が作成した読書指導の資料・教材の校内における組織的な活用、教師の推薦図書を子どもに紹介する等

が考えられます。

同時に、子どもが読書を通して自分の考えを深めたり、自己を内省したりすることができるような指導の工夫も重要です。

ウ 各教科、特別活動、総合的な学習の時間等における読書活動の充実

(ア)各教科、特別活動、総合的な学習の時間における学校図書館の利用

学校においては、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等において、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、子どもの主体的意欲的な読書活動や学習活動を充実します。

例えば、国語科の学習において読書意欲を高め、子どもが自主的に読書活動、特別活動における修学旅行等の事前学習、総合的な学習の時間における問題解決学習等が考えられます。

(イ)学校図書館及び公立図書館の利用指導の充実

子どもが主体的に学校図書館を利用することができるように、特別活動等において、学校図書館の機能と利用の仕方、図書の分類と配列、学習参考図書の利用法等について、特別活動を中心に、子どもに理解を深めさせるよう努めます。

また、地域の公立図書館の利用指導や情報通信ネットワークを活用して図書情報を得るなどの指導をより一層促進し、学校での指導を通して家庭や地域社会の中で読書に親しむ習慣を形成することが重要です。

(ウ)図書委員会の活動の充実

図書委員の児童・生徒が行う自分たちのアイディアを活かした自主的・実践的な活動を通して、子どもの読書活動の充実を図っていく必要があります。

例えば、学級活動やホームルーム活動の時間に、図書委員が作成した「図書だより」等を題材に活動を行ったり、図書委員による異学年の子どもに対する読み聞かせの会の実施、学校図書館の利用について図書委員が資料を作成したり、説明したりすること等が考えられます。

エ 子どもによる他校種の学校、幼稚園及び保育園との連携

子どもは、自分自身が本を読んであげたり、読んでもらったりする体験や、読書に関する異なる年齢の子ども同士のかかわりを通して、読書の楽しさを味わうことができます。他校種の学校等が連携して、子ども自身による読み聞かせなどを行うことによって、子どもの読書への意欲を高めることが期待できます。

例えば、中・高校生が、近隣の小学校や盲・ろう・養護学校、幼稚園や保育園にボランティアで読み聞かせなどに行ったり、自校で読書会を企画して小学生や盲・ろう・養護学校等の子どもを招いたりするなどの連携が考えられます。

オ 幼児期における読書の充実

子どもが、幼児期に読書の楽しさと出会えるようにするため、絵本や物語等に親しむ活動を積極的に行います。その際、教職員は、幼児期の子どもに対する読書が、その後の子どもの読書習慣を形成する上で重要であることを確認するとともに、保護者等に対しても絵本等の読み聞かせを奨励していく必要があります。

カ 障害に配慮した読書活動の充実

子どもの障害の状態や特性、生活経験等を考慮した適切な図書を選定するとともに、読書活動の工夫・充実に努めます。

例えば、教師やボランティア等による読み聞かせ、ペープサート（注9）、パネルシアター（注

10)、読書発表展などの活動を工夫し、読書することへの意欲の向上を図ることが大切です。

(注9) 紙に描いた絵に棒をつけた人形を使って行う簡易人形劇。両面に絵を描いたものをすばやく反転させて躍動感を出す。

(注10) 毛羽立ちのよい布のパネルに、布でできた登場人物や小道具をはったりはがしたりしながら進める視聴覚教材。お話だけでなくクイズ、歌などにも利用される。

キ 学校図書館の利用を充実していくための人的配置等

司書教諭や学校図書館担当教諭は、学校の指導計画の中に学校図書館の利用指導を位置付け、校内における協力体制づくりを推進し、学校図書館の運営の中枢を担います。

また、保護者や地域の人々から学校支援ボランティアを募り、学校図書館の運営の協力を求めることも考えられます。

ク 教職員の共通理解の確立と校内研修の充実、読書指導推進体制の確立

学校において、教職員の姿は、子どもに大きな影響を及ぼすものです。そのため、教職員が読書活動の意義を理解し、教職員が自ら日々読書を行っていきます。

子どもの読書活動を推進するためには、全教員が読書活動の推進にかかわっていくことが不可欠です。そのため、司書教諭等が校内研修を行い、教員の読書に関する指導力の向上を図るとともに、校内における読書指導の推進体制を構築する必要があります。

ケ 家庭への啓発

子どもの読書活動を推進するためには、学校と家庭との連携が重要です。保護者会や学校だより等を通して、読書の意義を説明するとともに、子どもの読書習慣を形成するために、家庭においては、読書にかかわる子どもと保護者との会話を増やしたり、読み聞かせや子どもと一緒に本を読む等の工夫をして、子どもが読書に親しむ機会を作るよう働きかけることが大切です。

【東京都の取組】

都立学校及び区市町村立の学校における読書活動の推進、司書教諭・学校図書館担当教諭の指導力の向上を図るため、以下に示す事業を実施します。

ア 読書活動推進校の指定

都立学校の中から読書活動推進校を指定し、その実践の成果を他の学校の読書活動の推進に役立てます。

イ 司書教諭等の研究・研修

(ア)東京都教育研究員（学校図書館部会）

司書教諭及び学校図書館担当教諭により、学校図書館の機能（読書センター、学習情報センター）の活用を推進していくための研究を行います。

(イ)東京の教育21研究開発委員会（学校図書館部会）

司書教諭を中心として、読書活動及び教科等における学校図書館を活用した教育活動に関する研究を行います。東京都教育研究員が行った学校図書館の機能に関する研究をより深化させた内容の研究や学校図書館にかかわる新たな課題の解決に向けた研究を行います。

(ウ) 学校図書館研修（司書教諭や一般教諭対象の研修会）

司書教諭及び学校図書館担当教諭を対象に、学校図書館を利用した教育活動の充実を目指す研修を行います。

ウ 「都立学校図書館運営の手引（仮称）」の作成

学校図書館の運営の充実を図るため、都立学校の学校図書館運営の手引を作成し、都立学校に配布します。

エ 読書活動の普及・啓発

(ア) 読書活動推進のための啓発資料の作成及び配布

学校における読書活動推進のための啓発資料を作成、配布するとともに、その活用を促し、朝の読書活動、読み聞かせ等を推進します。

(イ) 読書活動推進のための実践発表会の実施

学校における読書活動推進のための実践発表会を実施し、読書活動の優れた実践を紹介するとともに、啓発資料にも掲載し、学校における読書活動等の推進に役立てます。

(ウ) 顕彰制度（児童・生徒等表彰）

朝の読書活動等で成果を上げた学校や図書委員会等を東京都教育委員会が表彰します。

【区市町村に期待される役割】

区市町村立の学校における読書活動の推進及び司書教諭の指導力の向上を図るため、地域や学校の特色に応じた事業の実施が期待されます。

ア 司書教諭配置後の研修の充実

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・利用について中心的な役割を担うものであることから、区市町村教育委員会においては、司書教諭配置後に、定期的に研修の機会を設定し、指導力の向上を図るよう努めることが期待されます。

イ 区市町村における特色ある活動

区市町村の実情に即した特色ある読書活動への取組が望まれます。

例えば、顕彰制度、地域の公立図書館と学校が連携した読書活動の取組などが考えられます。

第2 学校における読書活動を推進するための学校図書館の充実

1 学校図書館の役割

学校図書館は「読書センター」としての役割と「学習情報センター」としての役割を担っています。

そのため、子どもの多様な興味や関心にこたえとともに、知的な刺激を与えるきっかけとなるような魅力的な本を整備し、「読書センター」としての機能を充実することや、調べ学習等を支えていく「学習情報センター」としての機能を充実することが必要です。

2 学校図書館の計画的な整備・充実

ア 図書資料の整備・充実

読書活動の推進に当たって、児童・生徒が使用する図書資料の整備・充実は、最も重要です。そのため、蔵書を充実するとともに、使用頻度の少ない図書資料は閉架式の書庫に移動する等、新旧の図書資料の計画的な入替えを図りつつ、「学校図書館図書標準」を達成するように努めます。

また、校内にある読書指導等に用いる教材は、学校図書館において一括して管理し、いつでも活用できるように努めます。

イ 調査に基づいた学校図書館整備

司書教諭や学校図書館担当者等は、校長の経営方針に基づき、図書選定委員会を担当したり、子どもや保護者、教職員に対し自校の教育活動のために必要な図書資料等の調査を行ったりして適切な図書資料を選定し、学校図書館の整備を行うことが望まれます。

ウ 障害のある子どもの読書に対する学校図書館整備

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、補助具や障害の状態に配慮した図書、視聴覚機器等の整備をより一層充実することが望まれます。

エ 学校図書館の情報化の検討

これからの学校図書館においては、学校図書館に所蔵する図書資料をデータベース化するなど、学校図書館の情報化の検討が望まれます。

第3 啓発広報

【東京都の取組】

都立学校及び区市町村立の学校における優れた実践を紹介したり、顕彰したりするなどして、子どもの読書活動を推進します。

ア 読書活動推進のための啓発資料の作成及び配布

イ 読書活動推進のための実践発表会の実施

ウ 顕彰制度（児童・生徒等表彰）

エ 読書活動優秀実践校等の実践の紹介

読書活動優秀実践校及び読書活動推進校の実践内容を東京都教育委員会のホームページに掲載し、各学校での読書活動の充実に役立てます。

【区市町村に期待される役割】

区市町村立の学校の教職員、子どもや保護者に対し、子どもの読書活動の大切さや読書の楽しさ等を伝えたり、読書に関する情報の提供等を行うことが期待されます。

ア 学校の優れた読書活動の実践事例の収集及び紹介

読書活動の先進的な取組等の事例を収集し、学校への提供に努めることが期待されます。

イ 子ども読書の日、読書週間に行われる行事の周知

子ども読書の日を記念した行事や読書週間に行われる各種行事の情報を学校に提供するとともに、子どもや保護者、教職員の参加を促し、子どもの読書活動の充実に努めることが期待されます。

第3章 関係機関等の連携・協力

第1 「東京都子ども読書活動推進会議（仮称）」の設置

東京都は、東京都子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動推進事業を総合的に企画・運営し、東京都、区市町村、民間団体等の連携・協力体制の整備について検討するため、幅広い分野の関係機関・団体で構成する会議を設置します。

第2 図書館等の連携・協力

1 学校と図書館等の連携・協力

子どもの読書活動を担う主な機関である学校と図書館が連携して、子どもの読書活動を推進することは、大切です。お互いの機能を補い合うことによって、新たな事業に取り組み、子どもに豊かな読書環境を提供することができます。

【東京都の取組】

都立図書館は、都立学校への支援サービスを通し、学校と公立図書館のよりよい連携を探り、学習活動や学校図書館の運営を支援します。

ア 司書教諭、学校司書等の研修への支援

教職員研修センターが行う司書教諭を対象とした研修に対し、都立図書館司書を講師として派遣します。また、区市町村教育委員会等が行う研修への講師派遣について、都立図書館が協力します。

イ 授業、課外活動への支援

都立学校の授業、課外活動における体験学習、見学会を受け入れます。

ウ 推薦リストの作成

学習に役立つテーマ別のブックリストや調べ方についての案内を作成、都立図書館ホームページ上に公開し、調べ学習や学校の読書活動を支援します。

エ レファレンス・サービス

学校または学校図書館の求めに応じて、レファレンス・サービスを実施します。生徒の学習を支援するだけでなく、教員の教材作成への支援、授業カリキュラムづくりの資料調査等を支援します。

オ 盲・ろう・養護学校との連携

障害のある子どもの読書活動に対する支援の方向を探るため、図書館と盲・ろう・養護学校との連携について検討します。

【区市町村に期待される役割】

区市町村立図書館では、地域の学校と連携し、子どもの学習を支援するとともに豊かな読書活動のための行事等を実施することが期待されます。

ア 団体貸出し等資料の援助

区市町村立図書館では、学校の読書活動や調べ学習等に対応して、団体貸出し等資料の貸出しを行うことが期待されます。

イ 「総合的な学習の時間」に対応した資料収集法の相談

区市町村立図書館では、地域の学校図書館等で調べ学習のための資料を収集する際に、テーマ別のリストや出版情報を提供するなどの相談に応じることが期待されます。

ウ 小学校入学時における図書館利用案内とブックリストの配布

小学校入学の際や学校の長期休業時に、地域の図書館の案内や学年別のブックリストを学校を通じて児童生徒に配布し、図書館の利用を促すことが期待されます。

エ 学校訪問、学級招待

生活科や地域の学習の時間に図書館で授業を行ったり、読書の時間等に、公立図書館が学校を訪問し、読み聞かせ等楽しい行事を行うなど、学校と図書館が交流することで子どもに本や図書館に親しみを持たせることが期待されます。

オ 地域の公立図書館と学校の図書部等との連携

学校と地域の公立図書館の連携を推進するため、地域の公立図書館と学校の図書部等の教員が連絡会や研修会を行うなど交流の場を設けることが期待されます。

カ 司書教諭、学校司書等の研修への支援

区市町村教育委員会等が行う司書教諭等の研修に対して、区市町村立図書館の職員が講師派遣や資料提供等で協力することが期待されます。

2 図書館間の連携・協力

図書館は、子どもの読書活動を進める上で大きな役割を果たしています。図書館の資料や情報の相互利用等の協力活動のほか、複数の都内公立図書館による共同事業の実施等、図書館間での連携・協力を推進することが大切です。

ア 都立図書館と区市町村立図書館

都立図書館は、区市町村立図書館の求めに応じて、児童青少年資料の紹介や提供を行うとともに、子どもの読書に関するレファレンスの援助を行います。

区市町村立図書館は、子どもの読書活動に関する取組について、都立図書館との連絡調整を積極的に図り、都内公立図書館間における情報の円滑な流通に努めることが望まれます。

イ 国立国会図書館国際子ども図書館

国立国会図書館国際子ども図書館は、全国の児童図書館や学校図書館の活動を支援し、子どもの出版文化にかかわる専門家に対して資料や情報の要求にこたえる児童書のナショナルセンターとしての役割を果たしています。都内の公立図書館は、国際子ども図書館との連携・協力を推進していきます。

4. 国分寺市子ども読書活動推進計画策定経過

- 平成 19 年 5 月 31 日 素案検討会
・図書館運営協議会委員と図書館担当職員による素案検討
- 6 月 5 日 素案検討会
・子ども読書に関連する施設・団体へ実施するアンケート項目の検討
- 6 月～8 月 アンケート・聞き取り調査実施
実施場所:子ども読書に関連する市役所関係課・市役所の施設, 小・中学校, 保育園, 幼稚園, 子どもの読書に関する市民グループなど
- 8 月 30 日 素案検討会
・素案骨子について
- 9 月 20 日 地域・家庭文庫, おはなしグループの市民と図書館との懇談会
・計画への意見・要望について
- 10 月 4 日 図書館運営協議会
・素案の検討
・素案の構成について
・学校図書館の充実について
- 10 月 11 日 素案検討会
・素案の検討
・学校図書館の充実について
- 10 月 16 日 庁内連絡会 (庁内関係部署との情報交換及び連絡会)
・素案の各課担当部分の検討
- 11 月 22 日 素案検討会
・利用者懇談会 (11 月 13 日～20 日) での意見検討
・素案内容の検討
- 12 月 20 日 図書館運営協議会
・学校図書館の充実について
・資料の運搬について
- 平成 20 年 1 月 31 日 素案検討会
・中学生 (職場体験の生徒や図書委員) への聞き取り調査について
- 2 月 21 日 図書館運営協議会
・素案内容の検討
- 平成 20 年 4 月 28 日 国分寺市子ども読書活動推進計画策定委員会発足
・委員 12 名
第 1 回 策定委員会
・素案の説明
・「読書する子ども」という概念の討議

- 平成 20 年 5 月 12 日 第 2 回 策定委員会
- ・放課後子どもプランについて
 - ・読書へのきっかけ作りについて
 - ・幼少期からの読書の重要性について
- 5 月 27 日 第 3 回 策定委員会
- ・国分寺市の子どもの読書活動の現状・分析・課題について
 - ・放課後子どもプランについて
- 6 月 5 日 第 4 回 策定委員会
- ・国分寺市の子どもの読書活動の現状・課題について
- 6 月 12 日 図書館運営協議会
- ・策定委員会検討経過報告
- 6 月 17 日 第 5 回 策定委員会
- ・第 2 章「計画の実現に向けて」1. 取組みの基本的方向について
- 7 月 3 日 第 6 回 策定委員会
- ・図書指導担当職員の現状報告
 - ・素案の検討, 計画案作成
- 7 月 16 日 庁内連絡会（庁内関係部署との情報交換及び連絡会）
- ・計画案の各課担当部分の検討
- 7 月 16 日～8 月 5 日 利用者懇談会
- 7 月 30 日 図書館運営協議会
- ・計画案の検討
- 10 月 15 日～11 月 4 日 パブリックコメント（市民意見の募集）

5. 各種調査集計結果

「国分寺市役所関係各課における子どもの読書活動について」のアンケート集計結果

対象：国分寺市役所関係各課

(平成19年6月調査)

施設	事業内容	対象年齢	実施回数
子ども家庭支援センター	課で所蔵する寄贈本の貸出し	乳幼児と保護者	貸出期間及び冊数は不定期
	読み聞かせ（ボランティアの協力）	乳幼児	週1回
保育園	読み聞かせ	乳幼児	その都度
	劇の題材に絵本を使用	乳幼児	
	読書を通じて生活習慣を身につける	乳幼児	
	保護者に絵本の紹介	乳幼児	
	保育園で行っている読み聞かせの風景の地域開放	乳幼児	
	団体で図書館を利用し図書館の利用方法を学ぶ	乳幼児	
	事業として実施しているものは無い。上記いずれも、日々の保育の中で実践している事項。		
いずみ児童館	読み聞かせ(ボランティアの協力)	乳幼児と保護者	1ヶ月に1回
にしまち児童館	読み聞かせ（ボランティアの協力）	乳幼児と保護者	1ヶ月に1回
本多児童館	読み聞かせ（ボランティアの協力）	乳幼児と保護者	1ヶ月に1回
もとまち児童館	読み聞かせ（ボランティアの協力）	乳幼児と保護者	1ヶ月に1回
しんまち児童館	親子の輪（手遊びと読み聞かせ）	乳幼児と保護者	週1回
	読み聞かせ（ボランティアの協力）	幼児～小学生	月1回
第1・2泉学童保育所	読み聞かせ（ボランティアの協力）	学童登録児	1ヶ月に1回
	読み聞かせ	学童登録児	夏休み保育期間毎日
光町学童保育所	読み聞かせと本の紹介	学童登録児	春、夏、冬休みに各1回
	読み聞かせ	学童登録児	夏休み保育期間毎日
本多学童保育所	読み聞かせ	学童登録児	夏休み保育期間に1回
	読み聞かせ（ボランティアの協力）	学童登録児	1ヵ月に2回
	（本多図書館でボランティアによるおはなし会に参加）		
	読み聞かせ	学童登録児	夏休み保育期間毎日
新町学童保育所	読み聞かせ（ボランティアの協力）	学童登録児	1ヵ月に1回
	（しんまち児童館でのボランティアによる読み聞かせに参加）		
	読み聞かせ	学童登録児	夏休み保育期間毎日
西恋ヶ窪学童保育所	読み聞かせと工作	学童登録児	夏休み保育期間に1回
	読み聞かせ	学童登録児	夏休み保育期間毎日
東元町・東恋ヶ窪・日吉町・西町・戸倉各学童保育所	読み聞かせ	学童登録児	夏休み保育期間毎日

施設	事業内容	対象年齢	実施回数
こどもの発達センターつくしんぼ	通園教室※1	乳幼児	毎日
	(自由に見る時間※2、ペープサート紙芝居、パネルシアター等)		
	親子の遊びの教室	乳幼児	週2回
	(親子の遊びの時間※3、ペープサート、紙芝居、パネルシアター等)		
本多公民館	読み聞かせ	乳幼児	週に3～4回 保育室開催日
光公民館	読み聞かせ	乳幼児	週に1回
並木公民館	紙芝居、絵本の読み聞かせ	乳幼児	週2～3回保育室開催日
恋ヶ窪公民館	読み聞かせ	乳幼児	週2～3回保育室開催日
もとまち公民館	読み聞かせ	乳幼児	週2回保育室開催日
内藤地域センター	「夏休み講習会」の中で読み聞かせなど ボランティア(図書運営委員※4)	幼児～小学生	年1回

- ※ 1 「通園教室」・・・毎日通園する母子分離のグループ。
 ※ 2 「自由に見る時間」・・・食後に設けられた、本を自由に見る時間。
 ※ 3 「親子の遊びの時間」・・・隔週で通園する親子のグループ。
 ※ 4 「図書運営委員」・・・「内藤地域センター図書室運営規約」に定められた委員で、近隣住民で構成されている。

小学校における読書活動等に関する調査集計結果

(平成19年7月調査 計10校)

I. 読書指導について

1. 読み聞かせ・おはなし会を実施していますか (複数回答)

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ア. 教諭が行っている | 10校 |
| イ. 図書指導担当が行っている | 7校 |
| ウ. 保護者が行っている | 10校 |
| エ. 児童・生徒が行っている | 4校 |
| オ. 市民ボランティアが行っている | 5校 |
| カ. P T Aサークルが行っている | 1校 |
| キ. その他 | 2校 |
| (図書館職員による出前サービス利用) | 1校) |
| (図書館の団体貸出を利用し、P T Aによる学級文庫の充実) | 1校) |
| ク. 行っていない | 0校 |

2. 国分寺市教育研究会図書館部作成「夏休みのすいせん図書」以外の「課題図書等」のリストを作成していますか

- | | | | |
|-----------|----|------------|----|
| ア. 作成している | 3校 | イ. 作成していない | 7校 |
|-----------|----|------------|----|

II. 学校図書室または市立図書館の利用指導について

1. 学校図書室または市立図書館の利用指導をしていますか（複数回答）

- ア. 学校図書室の働きや、利用の仕方などを指導している 10校
- イ. 地域の市立図書館の働きや、利用の仕方などを指導している 9校
(※平成20年度は10校)
- ウ. 行っていない 0校

III. 児童・生徒の図書委員会ではどのような活動を行っていますか（複数回答）

- ・ 図書の貸出・返却（昼休み時間） 8校
- ・ 読書週間・読書旬間の運営（おすすめ本のPR、クイズ・ポスター掲示） 8校
- ・ 図書室内飾り付け 2校
- ・ 図書室整備 3校
- ・ 書架整理（本棚の整理） 4校
- ・ おすすめ本の紹介（ポスター作成等） 6校
- ・ 委員会活動の記録・広報（児童集会で発表） 4校
- ・ 督促リスト作り 1校
- ・ 読書集会運営（本の紹介・クイズ・読み聞かせ） 1校
- ・ 図書館だより作成 1校
- ・ 手作り絵本の作成 1校
- ・ 1, 2年生に対し雨の日に読み聞かせを行う 1校

IV. 児童・生徒による異年齢の子どもたちへの読み聞かせ等について

1. 読み聞かせ等を行っていますか（複数回答）

- ア. 幼稚園や保育園を訪問し、読み聞かせなどを行っている 1校
- イ. 自校へ幼稚園や保育園の子どもたちを招いて読み聞かせ等を行っている 0校
- ウ. 福祉施設を訪問し、読み聞かせ等を行っている 0校
- エ. その他
 - 読書旬間中に図書委員が異年齢（主に低学年）に読み聞かせを行う 1校
 - クラス交流として異なる学年（1, 2年）で行っている 1校
 - 図書委員会による読み聞かせを行っている 1校
 - 5, 6年が1, 2年に行く 1校
 - 5年が支援学級に行く 1校
- オ. 行っていない 6校

V. 学校図書室の運営について

1. 仕事の内容を教えてください（複数回答）

①司書教諭・学校図書館担当教諭

- ・ 学校図書館の運営 2校
- ・ 図書室蔵書の把握 1校
- ・ 学年の発達段階に応じた図書整備・充実の計画実施 1校
- ・ 児童・教員への図書利用方法についての連絡検討実施 1校
- ・ 図書の整理・装備・修理 2校
- ・ 読書指導 1校
- ・ 読み聞かせ 1校
- ・ 図書館だより発行 2校
- ・ 本の選定・購入 7校
- ・ 資料を探す 1校
- ・ 図書室飾り付け 1校
- ・ 夏休み推薦図書リスト作り 3校
- ・ 読書月間の取り組み 4校
- ・ 読書活動の計画と実践 1校
- ・ 児童・教諭への希望図書調査の呼びかけ・展示会 1校
- ・ 図書委員会指導 3校

- ・教諭・図書指導担当・ボランティア・市立図書館との連携・連絡 5校
- ・図書室整備 3校 ・読書感想文の取り組み 1校
- ・年間指導計画・図書館予算執行計画作成 3校 ・備品購入計画作成 1校
- ・利用指導 1校 ・読書活動推進のまとめ役 1校

②図書指導担当

- ・学校図書館の管理 1校 ・図書の分類・整理・登録 8校
- ・図書台帳の作成・整備 2校 ・図書室の整備 3校 ・図書指導補助 2校
- ・ティーム・ティーチング（教諭と協力して授業を行う）で図書指導 1校 ・読書案内 1校
- ・教諭向け研修会（ブッカー作業） 1校 ・書架整理（本棚の整理） 4校
- ・図書館だより発行 4校 ・読み聞かせ 7校 ・図書室の貸出返却の世話 3校
- ・図書室内の掲示 4校 ・本の購入計画立案 1校 ・購入本の選定・選定補助 3校
- ・1,2年に図書館利用ガイダンス 1校 ・購入図書リスト作り 1校
- ・市立図書館へ調べ学習用団体貸出の依頼 1校 ・季節・行事の本の展示 1校
- ・利用の手引き作成 1校 ・レファレンス業務（資料の検索・探し方のアドバイス） 2校
- ・購入本の選定・発注 1校 ・学級文庫の管理 1校
- ・蔵書管理・整備（寄贈本受け入れ・除籍本処理） 4校
- ・読書活動委員会の活動 1校

2. 学校独自に図書室ボランティアが活動していますか

- ア. している（例・棚の整理） 2校

[保護者のグループが本のカバー掛けや整理・廃棄等を行う。展示棚に季節の本を入れ替える書架整理]

- イ. していない 8校

VI. 家庭への啓発について

1. 家庭への読書の啓発に向けた発信をしていますか

- ア. 保護者会や学級通信等を通して、読書の意義を家庭に説明している 9校
- イ. 家庭における読書活動を啓発するための、読書会・研修会を行っている 1校
- ウ. その他（「図書館だより」） 1校

VII. 公立図書館との連携について要望することがありましたら、ご記入ください。

- ・新着本やお知らせについてプリント等で、学校へも積極的に広報活動してほしい
- ・団体貸出で運搬車があると利用しやすい ・調べ学習の資料提供の充実
- ・学校で購入する本へのアドバイス（おすすめ本の紹介）
- ・連携のための会議を持ちたい。司書教諭だけでなく、図書指導担当にも参加してもらい、情報を共有したい
- ・ボランティアの方に読み聞かせしてもらった本を、2週間以上借りられるようにしてほしい
- ・調べ学習の団体貸し出しを司書教諭を通じて手続きしてほしいということだが、学年で相談した上で直接図書館へ連絡したほうがスムーズだと思う
- ・将来学習活動で使用する本について、学校間・市立図書館と学校間で、交換便のような形で連携できるとありがたい
- ・本をゆっくり探せるように、午後5時以降も開館してほしい

中学校における読書活動等に関する調査集計結果

(平成19年7月調査 計5校)

I. 読書指導について

1. 読み聞かせ・おはなし会を実施していますか

- | | | | |
|-------------------|----|------------------|----|
| ア. 教諭が行っている | 0校 | イ. 図書指導担当が行っている | 1校 |
| ウ. 保護者が行っている | 0校 | エ. 児童・生徒が行っている | 0校 |
| オ. 市民ボランティアが行っている | 0校 | カ. PTAサークルが行っている | 0校 |
| キ. その他 | 0校 | ク. 行っていない | 4校 |

2. 国分寺市教育研究会図書館部作成「夏休みのすいせん図書」以外の「課題図書等」のリストを作成していますか

- | | | | |
|-----------|----|------------|----|
| ア. 作成している | 4校 | イ. 作成していない | 1校 |
|-----------|----|------------|----|

II. 学校図書室または市立図書館の利用指導について

1. 学校図書室または市立図書館の利用指導をしていますか

- | | |
|--------------------------------|----|
| ア. 学校図書室の働きや、利用の仕方などを指導している | 5校 |
| イ. 地域の市立図書館の働きや、利用の仕方などを指導している | 0校 |
| ウ. 行っていない | 0校 |

III. 児童・生徒の図書委員会ではどのような活動を行っていますか（複数回答）

- | | | | |
|--------------------------------|----|--------------|----|
| ・図書の貸出、返却（昼休み時間） | 5校 | ・図書委員会だより | 4校 |
| ・書架整理（本棚の整理） | 2校 | | |
| ・図書室および読書の呼びかけのPR（ポスター作成・校内放送） | 2校 | | |
| ・学期ごとの読書週間の運営 | 1校 | ・新規購入本のアンケート | 1校 |

IV. 児童・生徒による異年齢の子どもたちへの読み聞かせ等について

1. 読み聞かせ等を行っていますか

- | | |
|---|----|
| ア. 幼稚園や保育園を訪問し、読み聞かせ等を行っている | 1校 |
| イ. 自校へ幼稚園や保育園の子どもたちを招いて、読み聞かせ等を行っている | 0校 |
| ウ. 福祉施設を訪問し、読み聞かせ等を行っている | 0校 |
| エ. その他（3年生の選択授業（国語）の生徒が小学校に行って読み聞かせをしている） | 1校 |
| オ. 行っていない | 3校 |

V. 学校図書室の運営について

1. 仕事の内容を教えてください（複数回答）

①司書教諭・学校図書館担当教諭

- | | | | | | |
|-----------------------|----|-----------|----|-----------|----|
| ・図書委員会指導 | 5校 | ・図書の選定、購入 | 4校 | ・廃棄本の選定 | 1校 |
| ・図書整理 | 3校 | ・校内掲示物管理 | 1校 | ・学校図書室の運営 | 2校 |
| ・教諭への生徒用図書の希望調査などの声かけ | 1校 | | | | |

②図書指導担当

- | | | | |
|--------------------------------|----|--------------|----|
| ・図書室環境整備（書架整理含む） | 5校 | ・図書の装備、配架 | 5校 |
| ・図書だよりの作成、推薦図書の紹介 | 3校 | ・図書委員会の指導、参加 | 3校 |
| ・開館時の生徒への読書案内 | 3校 | ・図書に関する掲示 | 2校 |
| ・図書の選定、購入 | 1校 | ・寄贈本の受入れ等作業 | 1校 |
| ・生徒・教諭へのレファレンスサービスと生徒用リクエストの受付 | 1校 | | |

- ・生徒用図書の除架、除籍作業 1校
- ・新入生オリエンテーション 1校
- ・図書委員会担当教員への資料作成支援 1校
- ・パソコンを活用しての利用状況の集計 1校

2. 学校独自に図書室ボランティアが活動していますか

- ア. している（例・棚の整理） 0校
- イ. していない 5校

VI. 家庭への啓発について

1. 家庭への読書の啓発に向けた発信をしていますか

- ア. 保護者会や学級通信等を通して、読書の意義を家庭に説明している 2校
- イ. 家庭における読書活動を啓発するための、書会・研修会を行っている 0校
- ウ. 特に行っていない 3校

VII. 公立図書館との連携について要望することがありましたら、ご記入ください。

- ・授業で必要な本の団体貸出のサービスを今後も続けたい。
- ・団体貸出利用時の図書の運搬を交換便のようなシステムの導入
- ・YAコーナーの充実や、調べ学習用の資料の別置・団体貸出など、現在も行っている協力・連携の一層の充実
- ・関係者の会合をもっとふやし連絡を密にしたい
- ・地域の図書館の分野別ごとの資料がどの程度あるか、また実際に中学生がどのような本をどの程度利用しているのか知りたい
- ・中学生向けのおすすめ本のリストが欲しい
- ・中学校からいつどのような分野の学習をするのか事前に図書館に連絡し、生徒のニーズにこたえられる資料を整えて欲しい

児童館・学童保育所等における読書活動等に関する調査集計結果

（平成19年7月調査 計17ヶ所）

1. 児童向けに所蔵している図書・紙芝居の冊数

（児童館・学童保育所共有の本棚使用があるため16ヶ所）

図書（*コミック含む）

～200	2ヶ所	～500	4ヶ所
～1,000	7ヶ所	～2,000	0ヶ所
～3,000	0ヶ所	3,000以上	3ヶ所

紙芝居

所蔵せず	2ヶ所	～10	2ヶ所
～50	10ヶ所	～100	1ヶ所
回答なし	1ヶ所		

2. 年間何冊位図書を購入していますか

*消耗品費の中で振り分けている。年度により変わるが、20冊前後の購入。月刊誌とコミックを購入しているところが多い

3. 寄贈本を受け入れていますか

- ・受入れている（保護者より寄贈あり 漫画が多い） 15ヶ所

・あまり寄贈されない 2ヶ所

4. 選定はどのように行っていますか

- ・子どもたちの希望を聞く
- ・職員が書店へ出向く
- ・ブックフェアに行く
- ・パンフレットを見る
- ・今年度より学童児童館係で「読み聞かせ啓発プロジェクト」をたちあげ、本の扱い方や選定の研修をする場を設けた（現在3名）

5. 図書の設置場所について

- ア. 一ヶ所にまとめて設置 6ヶ所
- イ. 各部屋に設置 9ヶ所
(図書室<図書コーナー>・幼児室・工作室・サロン・ホール・階段の踊り場など)
- ウ. 回答なし 2ヶ所

6. 日常活動の中に読み聞かせの時間を設けていますか

- ・はい 11ヶ所
- ・夏休みなど長期の休みの期間に読む 5ヶ所
- ・いいえ 1ヶ所

→「はい」の方は

①誰が読み聞かせを行っていますか（複数回答）

- ア. 指導員 10ヶ所
- イ. 保護者 0ヶ所
- ウ. おはなしボランティア 4ヶ所
- エ. 小・中学生 0ヶ所
- オ. その他（有償含む） 1ヶ所

②読み聞かせはいつ行っていますか

- 毎日夕方 1ヶ所
- 週2回定期的に行っている 2ヶ所
- 週3回定期的に行っている 1ヶ所
- 月1回定期的に行っている 3ヶ所
- 子どもの要望があれば随時読む 1ヶ所
- 夏季保育期間中の昼寝前 5ヶ所

7. 保護者に絵本の紹介をしていますか

- ・している
 - (施設の入り口付近にお知らせや本を並べている) 1ヶ所
 - (口頭で紹介している) 1ヶ所
- ・していない 15ヶ所

8. 施設として地域の図書館を利用していますか

- ・はい 5ヶ所
- ・いいえ 7ヶ所
- ・回答なし 5ヶ所

→「はい」の方は

①どのような利用をしていますか

- ア. 団体貸出しを受けている 2ヶ所
- イ. 園児と一緒に来館して本を選んだり、その場で読み聞かせを行っている 3ヶ所

9. 地域の施設を利用していますか

児童館を使っている	4ヶ所
泉ホール（行事が開催される時）	1ヶ所
3小の図書室（夏休み期間中など）	1ヶ所
児童館の職員と協働して移動児童館をしている	1ヶ所
回答なし	10ヶ所

10. 団体貸出の要望がありますか

- ・本の運搬

11. その他

- ・本のリストが欲しい（行事などに読む内容別リスト・団体貸出のための1～3年までのお勧め本リスト）
- ・リサイクル本に声をかけて欲しい
- ・子ども向けにおはなしの出前
- ・ボランティアグループの斡旋・紹介

保育園における読書活動等に関する調査集計結果

（平成19年7月調査 計19園）

1. 園児向けに所蔵している図書・紙芝居の冊数

図書	～100冊	1園	～500冊	7園
	～1,000冊	6園	～1,200冊	3園
	回答なし	1園		
紙芝居	～50部	4園	～100部	4園
	～200部	0園	～500部	6園
	501部以上	3園	回答なし	1園

2. 年間何冊位図書を購入していますか

～30	6園	～50	3園	～100	2園
～200	1園	おおよそ50～300	1園		
不詳回答	5園	回答なし	1園		

3. 寄贈を受け入れていますか

- ・受け入れている 6園
- ・受け入れていない 4園
- ・あまりない 6園
- ・回答なし 3園

4. 選定はどのようにしていますか（複数回答）

- ・書店から現物を見て情報を得る 7園
- ・職員が個人的に情報収集 1園
- ・出版社から送付されるパンフレット・リストを使う 7園
- ・自園内・他の園との情報交換 2園
- ・業者持込の見本から 1園
- ・民営のため自社の絵本研修会に参加 1園
- ・子どもの希望 2園
- ・購読雑誌の書評欄 1園
- ・保育士の勉強をしていた時のテキストを活用 1園
- ・図書館から借りた本を活用 1園
- ・回答なし 3園

5. 図書の設置場所について（複数回答）

- ア. 各組に設置 15園
- イ. 一箇所にまとめて設置
 - ・ホール 8園
 - ・エントランス 1園
 - ・廊下 1園

- ・教材室 1
 - ・プレイルーム 1園
 - ・乳児クラス（紙芝居のみ） 2園
 - ・4歳児クラス 1園
 - ・回答なし 1園
6. 日常活動の中に読み聞かせの時間を設けていますか
- ・はい 19園
 - ・いいえ 0園
- 「はい」の方は
- ①誰が読み聞かせを行っていますか（複数回答）
- ア. 保育士 18園
 - イ. 保護者 0園
 - ウ. おはなしボランティア 0園
 - エ. 小・中学生 0園
 - オ. その他（有償含む）小学生の実習 2園
- ②読み聞かせはいつ行っていますか
- ・早朝保育 10園
 - ・朝の打ち合わせの時間 3園
 - ・お昼寝前 18園
 - ・おやつ前後 5園
 - ・食事前 3園
 - ・日常活動の合間に 5園
 - ・お帰りの時間 7園
 - ・回答なし 1園
7. 保護者に絵本の紹介をしていますか
- ・している
 - 園便りに載せる・載せたことがある（人気の本など） 3園
 - クラスのお便りに載せる 2園
 - 子どもの連絡帳，育児記録 1園
 - 今日読んだ本の現物を保護者に見せる 2園
 - 保育士と保護者の会話中に口頭で伝える 3園
 - 保護者懇談会で伝える 3園
 - 父母との会の中で親と先生が本を紹介しあう機会を設けている 1園
 - ・していない 3園
 - ・回答なし 4園
8. 施設として地域の図書館を利用していますか
- ・はい 7園
 - ・いいえ 12園
 - ・回答なし 0園
- 「はい」の方は
- ①どのような利用をしていますか（複数回答）
- ア. 団体貸出しを受けている 6園
 - イ. 園児と一緒に来館して本を選んだり、その場で読み聞かせを行っている 6園
 - ウ. 回答なし 6園
9. 地域の施設を利用していますか
- ・児童館 6園
 - ・利用していない 1園
 - ・回答なし 12園
10. 団体貸出の要望がありますか
- ・希望するテーマの本を運搬してもらいたい
 - ・今までどおり利用したい
 - ・図書館への距離があるのが難点
 - ・機会があれば利用したい
11. その他
- ・本のリストが欲しい（内容がわかるようにして欲しい）複数要望あり
 <定評のある人気の本・新刊のおすすめ本・テーマ別・乳幼児向けの本と語り・年代別リスト>
 - ・年齢による選定の違いを知りたい
 - ・異年齢の子と一緒に聞く読み聞かせの本をどのように選定してよいかわからない
 - ・図書館と連携をしたい
 - ・園の蔵書が多い為、団体貸出は不必要

- ・図書館員が保育士に向けて本の専門の立場から研修をして欲しい
- ・公設民営関係なく市内すべての保育園の保育士に向けての研修会を開いて欲しい
- ・図書館の開館時間を延長してもらえると先生方が本を選ぶ時間ができる
- ・図書館に園児を連れて行きたいが、怪我の心配、周りへの迷惑を考えると実行に移せない

幼稚園における読書活動等に関する調査結果

(平成 19 年 9 月調査 計 6 園)

1. 園児向けに所蔵している図書・紙芝居の冊数

図書	～500 冊	2 園	～1,000	3 園	～2,500	1 園
紙芝居	～100 部	2 園	～200	2 園	～500	2 園
2. 年間何冊位図書を購入していますか

～50 冊	3 園	～100 冊	1 園	雑誌（月刊誌）等を購入	2 園
-------	-----	--------	-----	-------------	-----
3. 寄贈本は受け入れていますか

・受け入れる	3 園	・受け入れない	2 園	・回答なし	1 園
--------	-----	---------	-----	-------	-----
4. 購入本の選定はどのように行っていますか（複数回答）

・書店に行っている	2 園	・パンフレットをみる	2 園
・保育雑誌を参考にする	1 園	・その他	3 園
5. 図書の設置場所について（複数回答）

ア. 各組に設置	5 園	イ. 一箇所にまとめて設置（ホールなど）	2 園	回答なし	1 園
----------	-----	----------------------	-----	------	-----
6. 日常活動（行事・小中学校の職場体験を含む）の中に読み聞かせの時間を設けていますか

・はい	4 園	・いいえ	0 園	・回答なし	2 園
-----	-----	------	-----	-------	-----

→「はい」の方は

 - ①誰が読み聞かせを行っていますか

ア. 幼稚園教諭	4 園	イ. 保護者	0 園	ウ. おはなしボランティア	0 園
エ. 小・中学生	0 園	オ. その他（有償含む）	0 園		
 - ②読み聞かせはいつ行っていますか（複数回答）

・帰りの前	4 園	・雨の日	1 園	・保育中	2 園	・朝・昼食後	1 園
-------	-----	------	-----	------	-----	--------	-----
7. 保護者に絵本の紹介などしていますか。

・園日より	1 園	・保育予定表	1 園	・特にしていない	3 園	・回答なし	1 園
-------	-----	--------	-----	----------	-----	-------	-----
8. 施設として地域の図書館を利用していますか

・はい	1 園	・いいえ	3 園	・回答なし	2 園
-----	-----	------	-----	-------	-----

→「はい」の方は

 - ①どのような利用をしていますか

ア. 団体貸出しを受けている	1 園
イ. 園児と一緒に来館して本を選んだり、その場で読み聞かせを行っている	0 園
9. 地域の施設を利用していますか

・児童館	1 園	・プレイステーション	1 園
・していない	2 園	・回答なし	2 園
10. 団体貸出について要望がありますか

・特になし	3 園	・回答なし	3 園
-------	-----	-------	-----

1 1. その他

- ・団体貸出サービスを知らなかった
- ・図書館に行くのが大変
- ・あるテーマについて複数の本があると利用しやすい

地域・家庭文庫における読書活動等に関する調査

(平成 19 年 9 月調査 計 4 文庫)

1. 蔵書数

～1,000 1 文庫 ～2,000 2 文庫 ～3,000 1 文庫

2. 月平均の利用人数

～ 50 名 2 文庫 ～120 名 2 文庫

3. 文庫に来る主な子どもの年齢層

- ・ 0～8 歳
- ・ 4 歳～小学校低学年（乳幼児も来る）
- ・ 4 年生や 5 年生など高学年が多い（乳幼児・低学年も来る）
- ・ 0～5 歳（学齢前の親子）

4. 活動内容

- ・本の貸出
- ・読み聞かせ
- ・語り
- ・わらべうた
- ・工作
- ・お絵かき
- ・季節の行事（七夕や夕涼み）
- ・親たちの自由な語り合いの時間

5. 他の団体・機関と協働を行っていますか

・はい 3 文庫 ・いいえ 1 文庫

- * 図書館との協働
- ・ 共催講演会 1 文庫
- ・ 小学校への出前事業 1 文庫

- * 学校との協働
- ・ 校庭開放（年 2 回、講師として呼ばれる） 1 文庫
- ・ 授業の中で子どもたちが文庫のことで話を聞きにきた 1 文庫

* 生涯学習・スポーツ振興課との協働

平成 19 年度放課後子どもプラン国分寺の「地域子ども教室」を行う 1 文庫

* 市内の文庫の会との協働・連絡会 1 文庫

* 個人的な繋がりや、語り手の方を呼んで子どもたちに語ってもらう（年 1・2 回） 1 文庫

6. 活動の目標（どういう思いで活動されていますか）

- ・大前提として、本の楽しさを味わってもらいたい。
- ・子どもが大人になった時に、子どもと遊べる大人になって欲しい。
- ・子ども達のエネルギーをもらって帰る。文庫のメンバーの才能・能力に感心している。
- ・文庫は生活の一部。子どもが可愛くてふれあいが楽しい。他では味わえないと思う。
- ・提供した本を「おーっ」と言われて、どうだ凄いだらうということもあった。
- 小さい頃文庫に来ていて、すでに親になった子がこちらの顔をわかってくれるのも嬉しい。
- ・子育ての場。子どもをちゃんと怒ってくれる。仲間とやっつけられる安心感。しっかりと違う意見も出せる。
- ・子どもに遊んでもらえる場。一人っ子を持っているが、文庫で兄弟関係が体験できる。
- ・自分の持っている知識を発揮できる。自分の子がクラスでない友達と広い空間で遊べる。子どもに遊んでもらっている感じ。
- ・受け入れてくれるメンバーがいる。一人だと偏りがあるが、皆で軌道修正できて、他ではでき

ない事が力を合わせてできる。

- ・子どもに読書のよろこびを体験させたい。
 - ・各家庭で親子読書の実践を広めたい。
 - ・若い母親たちの交流の場にしたい。
 - ・文庫の本を仲立ちとして、地域の子どもやお母さん方と交流して楽しい時間を過ごせる。
 - ・分野、内容共にバランスの良い本を紹介したい。喜んでもらいたい。
 - ・お母さん、子どもから得るものが自分の力となる。人の輪が広がっていく。
 - ・学校で読み聞かせをしているお母さんが読み聞かせの本を相談される。お手伝いをしてお母さんのストレスがないようにしてあげたい。
 - ・子どもたちとおはなし会を通し、おはなしの楽しさを知ってもらい、読書のきっかけ作りをしたい。
 - ・自分が子育て中に通った体験から、文庫によって親子ともに癒されたので、今度は自分が文庫を開き、癒しの場を提供したいと思った。
7. 読書活動推進計画についてのご意見。
- ・子育てをしている人、学校の先生に読書の大切さを理解してもらおう努力をどうするか計画を立てていただきたい。
 - ・子どもに関する動きを図書館が理解し、応援していただきたい。
 - ・地域に図書館があればと思う。
 - ・人を育てるのは時間がかかることだと思う。本を読む環境を整えることは、0歳から大人になるまで本を読む文化を根付かせていくことで、そのために国分寺市で策定する計画がよりよいものになるといいと思う。

おはなしグループ（地域・PTAグループ）における読書活動等に関する調査

（平成19年10月調査 計10団体）

1. お話グループの活動現状について

（1）学校に出向いて活動をしていますか

・はい 3団体 ・いいえ 5団体 ・回答なし 1団体 ・保留 1団体

→「はい」の方のみご記入ください

①学校数：13校（複数回答あり）

②活動日時について（複数回答あり）

ア. 朝の読書の時間 2団体

イ. 授業中（図書の日など）4団体

ウ. 放課後 2団体

エ. その他

・中休み月1回 1団体 ・書店＜保育の大会＞（随時） 1団体

・幼稚園＜夏のお楽しみ会＞（随時） 1団体

③活動している場所はどちらですか（複数回答あり）

・教室 5団体 ・会議室 1団体 ・多目的ホール 2団体 ・図書室 2団体

・その他 2団体（集会室 1団体 プレイルーム 1団体）

④昨年度の開催回数

～10回 3団体 ～15回 2団体 ～20回 1団体

⑤月平均の参加人数 <わかる範囲でご記入ください>

～10人 1団体 ～50人 1団体 ～100人 2団体
～150人以上 1団体 回答なし 1団体

2. 他の団体・機関と協働を行っていますか（複数回答有り）

・はい 6団体（図書館・児童館・幼稚園） ・いいえ 3団体 ・回答無し 3団体

3. 他の団体・機関に出向いて活動をしていますか（PTAサークルは該当無し）

・はい 7団体 ・いいえ 0団体

→「はい」の方のみご記入ください

①活動日時

・月1回 5団体 ・月2回 1団体 ・不定期 1団体

②活動場所

図書館，公民館，児童館，他市の学校，他市の幼稚園，他市の公民館

③昨年度の開催回数

～5回 1団体 ～10回 1団体 ～15回 4団体 ～25回 1団体

④月平均の参加人数 <わかる範囲でご記入ください>

～15人 1団体 ～20人 4団体 ～25人 1団体 ～300人 1団体

4. 活動の目標 <どういう思いで活動されていますか？>

- ・子どもたちとおはなし会を通し，おはなしの楽しさを知ってもらい，読書のきっかけ作りをしたい。
- ・クラスで楽しさの共有をする。人伝いの暖かさで，おはなしや絵本を子どもたちに届けて，共に楽しい時を過ごすことを大切にしている。
- ・地域のより多くの親子に絵本を楽しんでもらいたい。
- ・いろいろな本を知ってもらい，本を楽しんでもらいたい。
- ・本を媒介に大人と子どもが心地よい一時を共有する。
- ・より質の高い内容を心がける。
- ・本について知識を深め情報交換をしながら，楽しさを共有して，子どもたちに絵本に限らず読んであげたい。
- ・パネルシアターや紙芝居などを製作してPTA室に置き，誰でもいつでも貸出可能にすれば読み聞かせに使ってもらえる。（現在6タイトルのパネルシアター有り）
- ・サークルとしてやりがいも感じる。
- ・本の世界，おはなしの世界，ことばの世界を通してゆったりとした心豊かな時間を，子どもたちのみでなく大人も持てるような環境作りのお手伝いをしていきたい。
- ・小学校の子どもたちのために，自分たちのできることで役に立ちたいという思いからスタートした。
- ・子どもたちの笑顔のために活動をしている。結果，お母さんたちも子どもたちの様子を見て素敵な時間を過ごしている。
- ・よい絵本を子どもたちと一緒に楽しみつつ，そこから子どものお母さんが感じてくれたものを家でのふれあいに生かして欲しい。
- ・子どもが好きなので，子どもたちと一緒に楽しみながらコミュニケーションをとることで，お母さんたちとも信頼関係を作ってゆく。
- ・おはなし会を通して，子育ての手助けや相談をしてもらえるような関係を作りたい。

- ・お母さんと子どもに読み聞かせの良さを実感してもらいたい。本・読書を通して、子どもに「生きる力」を育んでもらいたいと、「種まく人」の思いで活動している。幼い子を持つお父さん、お母さんの交流の場になり、絵本を通してあたたかい空間をつくることができればと思っている。

5. 読書活動推進計画についてのご意見

- ・ボランティア講座を開催して何年おきかにリピートして自主グループなどを作り、語り手の底辺を広げるとともに図書館として援助をして欲しい。
- ・小学校で本を読んだとき、先におはなしに入っていたおはなしグループとだぶってしまったので、統括するようなデータがあると良い。
- ・現在国分寺市では文庫やおはなしグループがそれぞれに活動している。
語りを中心とするグループや手作りのパネルシアターなどを持っているグループが、それぞれのを共有することにより、現在よりもより良い活動ができるのではないかと期待できる。それには一つにまとめる組織作りが必要となる。図書館が中心となるのか文庫・おはなし連絡会のどこかがなるのかはあるが。
- ・文庫・おはなし連絡会に図書館が今より関わることで学校と図書館との関係も強くなるのではないかと。
- ・学校の図書室に図書指導担当の常駐をお願いしたい。週一回ではあまりに少なすぎる。指定管理者制度は導入しないでほしい。
- ・図書館が様々なことの発信基地となってほしい。また、中央図書館制度（市の図書館をまとめる）を作って平等にサービスを提供できるようになると良い。
- ・その場に応じた図書館の協力（おはなし会で使用する本を複本で用意など）。
- ・毎回来てくれる子どもたちに励まされながらおはなし会を行っている。特に意見はないが少しでも読書活動に貢献できたらと考えている。
- ・学校の読み聞かせの時間はとてもいいと思う。
各家庭での読み聞かせが、より浸透すると思う。

中学生の読書活動に関する聞き取り調査

（各校図書委員や職場体験で図書館へ来た

子どもたちへの聞き取り調査）

平成 20 年 1 月・2 月調査（合計 121 人） 単位：人

1. あなたは本を読むのが好きですか

・好き 90 ・嫌い 7 ・普通 24

2. この 1 ヶ月の間に何冊本を読みましたか？

0 冊	17	1 冊	29	2 冊	14	3 冊	11	4 冊	11
5 冊	14	6 冊	5	7 冊	4	8 冊	1	9 冊	0
10 冊	3	11 冊から 14 冊		3		15 冊	4		
30 冊以上	1	78 冊	1	回答なし	3				

0 冊と答えた人はなぜですか？（複数回答）

- ・忙しかったため 7
- ・受験勉強で忙しいため 3
- ・読んでいる本がまだ途中なため 1

- ・マンガを読んでいて、普通の本を読めなかったため 2
- ・本を読むのが嫌いだから 2
- ・本に興味がない 1
- ・つまらない 1

3. 好きな作家は誰ですか？（複数回答）

（日本）

はやみねかおる 8, 宮部みゆき 4, 山田悠介 3, 赤川次郎 3, あさのあつこ 4, 重松清 3, 西尾維新 3, 谷川流 2, 星新一 2, 市川拓司 2, 松谷みよ子 2, たつみや章 2, 綿矢りさ, 乙一, 劇団ひとり, 秦建日子, 林真理子, 東野圭吾, 横溝正史, 秋山瑞人, 上橋菜穂子, 宮澤賢治, 森絵都, 芥川龍之介, 太宰治, 宮本輝, 安野モヨコ, 金原ひとみ, 名木田恵子, 宮村優子, 夏目漱石, 山下直久, ヤマグチノボル, 早川いくを, 鎌池和馬, 神永学, 和久峻三, 滝沢馬琴, 小手鞠るい, 時雨沢恵一, あかほりさとる, 高橋弥七郎, 杉田玄白, 師走トオル, 田村裕, 湯本香樹実

（外国）

ダレン・シャン 7, J・K・ローリング 3, ロアルド・ダール 2, アガサ・クリスティー 2, エミリー・ロッド 2, イヴ・ペルザー, ドストエフスキー, ゲーテ, ヘミングウェイ, ジョナサン・ストラウド, ヘルマン・ヘッセ, イアン・フレミング, レイチェル・カーソン

4. 好きな本のジャンルはありますか？

ファンタジー	22	ミステリー	21	恋愛小説	6	純文学	4		
推理小説	5	ショートショート	3	ホラー	6	ケータイ小説	3		
アドベンチャー冒険もの	2	自然科学系	2	SF小説	2	ストーリー系	2		
歴史小説	2	ライトノベルス	1	エッセイ	1	映画原作本	1	アクション	2
ノベルズ・小説	9	童話	1	動物もの	1	人生を描いたもの	1		

5. 自分がおもしろいと思った本は友達に紹介しますか？

はい 57 いいえ 64

6. 本の情報はどのようにして知りますか？（複数回答）

・書店	50	・友達から	41	・インターネット	27	・図書館	23
・学校の図書室	11	・テレビ	10	・本に挟んである広告から			5
・雑誌	7	・学校の先生から	4	・新聞	4	・知人	2
・親から	2	・学校などの文章問題から	2	・うわさ	1		
・自分で探す	1	・学校のプリント	2	・ポスター	1		

7. 学校図書館を利用していますか？

・はい 67 ・いいえ 53 ・無回答 1

8. 学校図書館への要望はありますか？

・自分の好きな本を入れてほしい 5

（電撃文庫・スニーカー文庫・集英社スーパーダッシュ文庫・ケータイ小説）

・本を増やしてほしい	6	・漫画を入れて（増やして）ほしい	5
・人気のある本を複数入れてほしい	2	・使える時間に開いてほしい	1
・小説を増やしてほしい	1	・作者をわかりやすくしてほしい	1
・新刊本のリクエストをとって入れてほしい	1	・暖房を入れてほしい	1

9. 市立図書館を利用していますか？

・はい 82 ・いいえ 39

10. 市立図書館のYAコーナーを知っていますか？

・はい 47 ・いいえ 74

11. 市立図書館のYAコーナーを利用していますか？

・はい 31 ・いいえ 90

12. 本を読む以外に図書館を利用する時はどんな時ですか？（複数回答）

・勉強・調べもの	35	・夏休みの宿題等	6
・暇な時	4	・パソコンを使用する	3
・涼みに行く	3	・すすめられた本があったとき	1
・だれかに紹介する本を探す時	1	・静かな場所で一人になりたい時	1
・リラックスしたい時	1		

1 3. 市立図書館への要望はありますか？

- | | | |
|---|---|------------------|
| ・もっと本の種類を増やしてほしい | 7 | ・話題の本等を取り入れてほしい |
| ・ケータイ小説をもっと増やしてほしい | 2 | ・映画の原作本を入れてほしい |
| ・漫画を増やしてほしい | 2 | ・自分の読みたい本を入れてほしい |
| ・学年別向けの本のコーナーを作してほしい | | |
| ・作者名をもっとわかりやすく表記してほしい | | |
| ・どこに本があるか調べても分からないことがあるので、もう少し分かりやすくしてほしい | | |
| ・中学生・高校生向けに勉強場所を作ってもらいたい | | |
| ・書架の本の予約をインターネットで出来るようにしてほしい | | |
| ・新刊本を多く入れて欲しい | | |

1 4. 公共図書館の職員と一緒に中学生向けの本のリスト作成などの企画があった場合、時間が合うことを前提に参加してみたいですか

92人のうち 37人が参加してみたい

6. パブリック・コメントに寄せられた意見等について

人 数：15名 延べ49件

該当箇所	いただいたご意見の概要	教育委員会の考え方	計画修正の有無
全体に関して	全体に公民館との連携を入れてほしい。	第3章1.(4)市立図書館の役割の中に「読書に親しむきっかけ作りとなるように、学校や児童館・公民館と連携し、」と入れました。また、第3章3. 地域における読書活動の取組みの市立図書館の項の最後に「併設施設となっている公民館や児童館などと協力して子どもの読書活動について大人への啓発事業や地域の子どもの読書活動の充実を行います。」と追記します。	有
	担当部署に公民館がないが、地域の役割などに公民館を入れてほしい。	第3章3. 地域における読書活動の取組みの市立図書館の項の最後に「併設施設となっている公民館や児童館などと協力して子どもの読書活動について大人への啓発事業や地域の子どもの読書活動の充実を行います。」と追記します。	有
	泉町地域(四小・四中学校区内)に図書館を設置してほしい。 (同様意見ほか7件)	現在、国分寺市には6番目の地域図書館を建設する計画はありません。しかし、この計画の中では、第2章の1. 取組みの基本的な考え方の①として「子どもの生活範囲や成長段階に応じて読書に親しむ機会をどの子にも十分に提供します。」と述べ、第3章1.(4)市立図書館の役割として「家庭・学校・地域などと相互の連携を図り、地域で暮らす子どもたちの読書環境を整備する」ことが挙げられています。図書館から遠い地域においても、図書館が図書館の施設から外に出て、学校などの地域の施設と連携し、団体貸出の活発化やおはなし会の実施などの取り組みを行うことになっています。	無
	予算の確保の記述をしてほしい。	第4章2. 計画の着実な実施のための項で「また、本計画に掲げられた施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めます。」と追記します。	有
	いずみホールのブックポスト2台のうち1台をいずみプラザかいきいきセンターに移設してほしい	西国分寺南口のブックポストは今年の6月に設置されたばかりであることや利用が増加してきていることもあり、移設の計画はありません。	無
第1章	第1章1. 対象とする「子ども」の範囲を胎児の時期からの読書環境の整備という部分に併せた考え方で統一し、具体的施策につながる内容に整理してほしい。	この計画では、読書環境の整備という目的に合わせ、「子ども」を胎児の時期からその対象として捉え、成長過程に合わせた取組みと家庭・学校・地域という子どもの生活の拡がりという視点からも捉えています。そのような視点から具体的施策を抽出しています。	無
	11行目「さまざまな大人」の「さまざま」の意味が不明。	「子どもの周りにいて子どもの健やかな成長を願う大人が・・・」とします。	有

該当箇所	いただいたご意見の概要	教育委員会の考え方	計画修正の有無
第1章	「子どもの権利条約」のアクセス権に読書の意義で触れ、権利としての読書として位置づけてほしい。	第1章1. 子どもの読書活動の意義と計画の目的の中で読書は、誰かに強制されるものではなく、自主性が尊重されるべきであることや子どもの成長の中で読書に出会うことの大切さを述べており、ご指摘の部分を含む内容となっています。	無
	学習指導要領の改訂や図書館法の改正に触れ後述の部分と連動させる。	学習指導要領の改訂や図書館法の改正についても広い意味では関係があると考えられますが、この計画（案）のなかでは具体的な読書活動の推進という点において国や都の施策の方向性や取組みについて取り上げました。	無
	第1章3. 図書指導担当を正職にしてほしい	この計画では、全学校図書館に図書指導担当職員の常駐化を目指しており、現状の財政状況の中では嘱託職員の配置としています。	無
	全ての学校図書館に司書を常駐配置し、常に開かれる学校図書館としてほしい。 (同様意見ほか7件)	この計画は、ご指摘の内容を大きな課題として捉えています。第1章3. 国分寺市における子ども読書活動の現状と課題で指摘しています。	無
	図書指導担当を長期に任用してほしい。 (同様意見ほか1件)	現在の任用制度の中での対応としています。	無
第2章	第2章. 1. リード部分のスタンスとして「生涯学習の重要な入口にいる子どもたち」という位置づけとこの取り組みが一人ひとりの将来とともに未来を担う人間に豊かさを育てる意義を書いてほしい。	ご指摘を踏まえ「しかし、幼少期や青少年期の読書体験が、年を経てよみがえることもあります。この計画では子どもたちが、幼少期からの読書体験の積み重ねにより、大人になった時一人一人のなかに心の豊かさが育てられていることを願っており、読書は人の一生にとって欠かすことのできないものであることを示しています。これからの未来を担う子どもたちの読書環境の整備のために、国分寺市子ども読書活動推進計画の取組みの基本的な考え方を以下の5点にまとめました。」と追記します。	有
	②項の子どもの読書への関心を「主体的」で「系統的」にできるよう加筆してほしい。	「子どもが自ら読書に親しみ読書への関心を深めていくことができるように、読書意欲をおこさせる資料や読書活動に役立つ情報をそれぞれの世代に合わせて提供します。」と追記します。	有
	④項の「その他の行政機関」の行政機関とはどこか、またなぜ行政機関なのか。	「図書館など子どもに関係する部門をはじめ市の行政全体で行っていきます。」と変更します。	有

該当箇所	いただいたご意見の概要	教育委員会の考え方	計画修正の有無
第2章	⑥項として「推進体制の整備」を追加してほしい。	推進体制については章を改め、第4章としてまとめています。	無
第3章	表に数値目標を入れる。	この表のままに数値目標を入れることは却ってわかりにくくなると考えています。数値の単位をどのように考えるかなど、評価の問題とも関連するので、図書館運営協議会で検討いただきながら進める予定です。したがって、現状どおりとします。	無
	学校図書館司書の連携が必要である。	第3章2.(2)小学生に向けた取組みの《新規・拡大事業》および、(3)中学生に向けた取組みの《新規・拡大事業》の表中、1. 学校図書館の充実の項目で「各校の図書指導担当の情報交換会などの充実」を述べています。	無
	担当者を配置しておはなしグループの活動支援をしてほしい。	図書館にはそれぞれの地域館に児童サービス担当を配置しています。	無
	文庫活動への図書館の支援を強めてほしい。	この計画はその方向で作成しています。	無
	市立図書館には専門正規職員を配置してほしい。	国分寺市立図書館の正規職員の有資格者率は60%です。第3章3. 市立図書館の項目の中で図書館職員の専門的研修の充実を述べており、専門能力の向上を目指すことを述べています。	無
	両親学級や乳幼児健診時などでの読み聞かせやブックトークを入れてほしい。(同様意見ほか1件)	表中の1-①および③に絵本の紹介とともに読み聞かせを行うことを追記します。	有
	おはなし室やおはなしのスペースでは周りに気兼ねなく音読しても良いような環境整備をしてほしい。	第3章2.(1)市立図書館の項においておはなし室やお話をするスペースの確保に努めるとしています。	無
	表中の学校指導課は蔵書の選定にかかわるのか。	学校図書館の蔵書選定は学校と学校図書館により行っています。	無
	《小学生を対象とした新規・拡大事業11》に公民館を入れてほしい。	ご指摘のように「公民館」を追記します。	有
《中学生を対象とした継続事業》の市立図書館の項目に「公民館と連携し、読書を啓発する取り組みを支援する」と入れる。	ご指摘のように追記します。	有	

該当箇所	いただいたご意見の概要	教育委員会の考え方	計画修正の有無
第3章	表中 15 地域における読書活動の支援の項中下 2 項については担当部署に公民館を入れる。	この項はいずれも市立図書館が市民の方々との共催や支援を行う事業なので担当部署は市立図書館となります。	無
	高校生等にむけた取り組みの中で事業が単調、ニーズを捉える必要がある。	第3章2. (4) 高校生等に向けた取り組みの表中に事業として「高校生等による読書情報発信の支援」として追記します。	有
	6 行目「きっかけとなります。」の次に「さらに子どもたちが発表する機会（新聞など）を作ることで、仲間作りを通して、読者層を広げられることが期待できます。」と入れてほしい。	第3章2. (4) 高校生等に向けた取り組みの表中に事業として「高校生等による読書情報発信の支援」として追記します。	有
	「子ども自身による読書活動」の取り組みを位置づけ「子どもお話グループづくり」や「子どもおすすめブックリストづくり」などに力を入れる。	《中学生を対象とした継続事業》表中4に「中学生参加によるブックリストなどの発行」が入っています。	無
	医療機関との連携を入れてほしい。	第3章3 地域における読書活動の取り組みの市立図書館の項に追記します。	有
第4章	具体的な数値目標や結果とは何を指しているのか、意義や目的は数値では表せない。人が育つには年月がかかる。数値や結果は意義や目的をないがしろにし、子どもに読書を強制する。	数値目標の設定は、意義や目的を達成していくための取り組みについてのものであり、意義や目的について数値化するわけではありません。	無
	5 行目「数値目標を設定し、」の次に「実施にあたっては評価委員会を設け、評価した結果を公表します。その結果を受けて更なる充実策を講じます。」を入れてほしい。	この計画では図書館の事業が大半を占めていることから、その評価や充実策なども市民公募委員が参加している図書館運営協議会で進めていきます。	無

7. 国分寺市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、国分寺市における子どもの読書活動の推進を図るため、国分寺市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、国分寺市子ども読書活動推進計画案を作成し、その結果を教育長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる12人以内の委員をもって組織する。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 図書館運営協議会委員（市民公募委員） | 3人以内 |
| (2) 社会教育委員 | 1人 |
| (3) 市立小中学校長 | 1人 |
| (4) 市立小中学校司書教諭 | 2人 |
| (5) 教育部学校指導課統括指導主事 | 1人 |
| (6) 教育部学校指導課指導係長 | 1人 |
| (7) 教育部社会教育・スポーツ振興課担当係長 | 1人 |
| (8) 市立図書館長 | 2人以内 |

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって終了する。

2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(報酬)

第5条 委員の報酬は、無償とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が召集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市立図書館において処理する。

附 則

この要項は、教育長決裁の日から施行する。

8. 国分寺市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

所属名	氏名
委員長 国分寺市立本多図書館長	真田 康幸
副委員長 図書館運営協議会副会長（市民公募委員）	松田 節子
図書館運営協議会委員（市民公募委員）	佐々木 雅子
図書館運営協議会委員（市民公募委員）	須藤 初枝
社会教育委員	粕谷 チヅル
国分寺市立第四小学校校長	前田 榮吉
国分寺市立第五小学校司書教諭	小林 まり子
国分寺市立第二中学校司書教諭	木村 和子
教育部学校指導課統括指導主事	戸倉 務
教育部学校指導課指導係長	戸部 伸広
教育部社会教育・スポーツ振興課社会教育担当係長	有賀 真由美
国分寺市立光図書館長	堀 渡